

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	38 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	24 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	49 件
国民年金関係	26 件
厚生年金関係	23 件

第1 委員会の結論

申立人の平成2年9月から3年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月から3年2月まで

私は、会社を退職した後の平成2年5月頃、国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、毎月、金融機関で納付書により未納が無いように納付していた。申立期間のうち、同年9月及び同年10月について、年金事務所は、当該期間の保険料を還付したとしているが、私には保険料を還付される理由は無く、還付金も受け取っていない。当該期間も含め、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成2年9月及び同年10月については、申立人のオンライン記録によると、同年9月26日に国民年金被保険者資格を喪失したことにより、3年1月に国民年金保険料の還付決議が行われていることが確認できるが、5年4月に前述の資格喪失記録が取り消されていること、当該期間について申立人が厚生年金保険などの被用者年金制度に加入した形跡が無いこと、申立人の所持する年金手帳では、国民年金の被保険者資格を喪失した形跡が見当たらないことを考え合わせると、申立人が2年9月に国民年金の被保険者資格を喪失したとは考え難く、誤った資格喪失手続により還付の事務処理が行われたものと考えられる。

また、申立期間のうち、平成2年11月から3年2月までの期間について、申立人は、金融機関で国民年金保険料を納付書により毎月納付していたと主張しているところ、当該期間の前の期間の保険料は、同年1月に還付決議されるまでは納付済みであり、上述のとおり、誤った資格喪失手続及び保険料還付の事務処理が行われたと考えられること、当該期間後の同年3月以後の

保険料についても継続して納付済みであること、当該期間の前後を通じて申立人の住所及び職業に変更は無く、申立人の生活状況に特段の変化は認められないことなどから、申立人が当該期間の保険料のみ納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年9月から49年10月まで
② 昭和58年4月及び同年5月

私は、母親からもらった私の年金手帳が、昭和49年11月に発行されていることから、母親が、その頃に私の国民年金の加入手続を行い、私の国民年金の被保険者資格取得時期である40年9月まで遡って一括して国民年金保険料を納付してくれたと思う。

その後は、母親が、半年ごとに区役所で私の国民年金保険料を納付してくれたはずである。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、その母親が、半年ごとに区役所で申立人の国民年金保険料を納付してくれたはずであると主張しているところ、申立期間②の前後の期間の保険料は納付済みとされており、その前後を通じて、申立人及びその母親の住所等に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の2か月と短期間である申立期間②の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立人の被保険者名簿において、申立期間②を含む昭和58年度の国民年金保険料は納付済みとされていることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

2 一方、申立期間①について、申立人は、その母親からもらった申立人の

年金手帳が、昭和 49 年 11 月に発行されていることから、その母親が、その頃に申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期である 40 年 9 月まで遡って一括して国民年金保険料を納付してくれたと思うと主張しているが、申立人自身は、保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間①の保険料の納付を行ったとするその母親は、既に他界していることから、申立期間①の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、その母親から、申立期間①の国民年金保険料を遡って一括して納付したことや保険料の納付時期、納付場所、納付金額等について聞いたことが無いとしている上、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月から同年 10 月までの期間及び 58 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月から同年 10 月まで
② 昭和 58 年 3 月から 61 年 3 月まで
③ 平成 7 年 4 月から 8 年 3 月まで

私は、昭和 55 年 9 月頃、私の姉に勧められて市役所の支所で国民年金の任意加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料については、同年 11 月の転居を契機に国民年金の被保険者資格の喪失手続を行うまでは、私が未納期間が無いように納付していた。申立期間②については、私の夫が 58 年 3 月に会社を退職したことを契機に、市役所の支所で夫の国民年金の加入手続及び私の国民年金の再加入手続を行い、夫婦二人分の保険料を納付していた。申立期間③については、夫が平成 6 年 6 月に会社を退職したことを契機に、国民年金第 3 号被保険者から第 1 号被保険者へ種別変更手続及び保険料の免除の申請手続を行い、その後も毎年継続して免除の申請手続を行っていた。申立期間①、②及び③の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、その姉から勧められて市役所の支所で昭和 55 年 9 月頃に国民年金の任意加入手続を行い、同年 11 月の転居を契機に国民年金の被保険者資格の喪失手続を行うまで、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の所持している年金手帳には、同年 9 月に任意加入した旨の記載が確認でき、申立内容と一致している上、自ら加入手続を行いながら、保険料を全く納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立人の所持する年金手帳では、昭和 55 年 9 月から国民年金の任意加入被保険者と記載されているが、オンライン記録及び申立期間①当時申立人が居住していた市の記録では、申立人は、同年 4 月から強制加入被保険者とされていることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

さらに、申立人は、その姉から勧められて市役所の支所で国民年金の加入手続を行い、昭和 55 年 11 月の転居を契機に、国民年金の被保険者資格の喪失手続を行ったことについて鮮明に記憶している上、申立期間①は 7 か月と短期間である。

- 2 申立期間②のうち、昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月までの期間について、申立人は、その夫が 58 年 3 月に会社を退職したことを契機に、市役所の支所で夫の国民年金の加入手続及び申立人の国民年金の再加入手続を行ったと主張しているところ、夫が国民年金の加入手続を行った時期は、夫の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の資格取得日から、同年 4 月と推認でき、かつ申立人が現在所持する年金手帳は、その様式や記載内容等から申立期間②中に再交付手続が行われたものと考えられることから、申立人がその夫の加入手続と同時期に国民年金に再加入したものと考えても不自然ではない。

また、申立人は、申立期間②の国民年金保険料について、夫婦二人分を一緒に納付していたと主張しているところ、その夫は、申立期間②のうち、昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月までの保険料は納付済みであることから、申立人のみ保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

- 3 一方、申立期間②のうち、昭和 58 年 3 月については、申立人の国民年金の再加入手続を行い、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとするその夫の保険料も未納となっている。

また、申立人が申立期間②のうち、昭和 58 年 3 月の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間③について、申立人は、その夫が平成 6 年 6 月に会社を退職したことを契機に、国民年金保険料の免除の申請手続を行い、その後も毎年継続して免除の申請手続を行っていたと主張しているが、免除の申請手続を行った際の状況等の記憶は曖昧であることから、申立期間③当時の保険料の免除の申請状況が不明である上、一緒に免除の申請手続を行っていたとする夫も、当該期間の保険料は未納となっている。

加えて、申立期間③の国民年金保険料の納付が免除されていたことを示す関連資料が無く、ほかに当該期間の保険料の納付が免除されていたこと

をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月から同年 10 月までの期間及び 58 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から7年3月まで

私は、平成6年10月の結婚後、時期は定かではないが、区役所で私及び妻の国民年金の加入手続を行った。

その際、国民年金保険料を2年間遡って納付することができると聞いたので、私及び妻の納付書を作成してもらい、後日、妻が、金融機関で夫婦二人分の保険料を納付してくれた。

申立期間の妻の国民年金保険料は納付済みとされているにもかかわらず、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年10月の結婚後、時期は定かではないが、区役所で申立人及びその妻の国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、7年7月頃に、連番で払い出されており、その時点では、申立期間は、国民年金保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人は、区役所で国民年金の加入手続を行った際に、国民年金保険料を2年間遡って納付することができると聞いたので、申立人及びその妻の納付書を作成してもらい、後日、その妻が、金融機関で夫婦二人分の保険料を納付してくれたと主張しているところ、平成5年8月から申立期間直前の6年3月までの期間及び申立期間直後の7年4月から同年6月までの期間の保険料は納付済みとされている上、その妻の申立期間を含む6年4月から7年6月までの保険料は納付済みとされていることから、その妻が、12か月と短期間である申立期間の保険料を納付していたと考えても特段不合理な点

は認められない。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付したとするその妻は、国民年金の加入手続時に作成してもらった納付書を使って、申立人及びその妻の保険料を、何回かに分けて金融機関で納付したと証言しており、この証言に不自然な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年1月から同年2月までの期間及び同年8月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年10月から平成元年5月まで
② 平成8年1月から同年2月まで
③ 平成8年8月から同年11月まで

私は、昭和63年10月に会社を退職した後、市役所で国民年金の加入手続を行った。その後、平成8年1月及び同年8月に会社を退職した後、私が厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。申立期間①、②及び③の国民年金保険料については、私が納付書により金融機関で納付していたにもかかわらず、当該期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③について、申立人は、平成8年1月及び同年8月に会社を退職した後、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、納付書により金融機関で国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人は、当該期間の前後の期間において厚生年金保険から国民年金への切替手続を行っていることが確認できることから、申立期間②及び③についても、同様に切替手続を行っていた可能性がある上、当該期間は国民年金の強制加入期間であり、合計で6か月と短期間である。

2 一方、申立期間①について、申立人は、昭和63年10月に会社を退職した後、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、申立期間①当時の加入手続についての記憶が曖昧であることから、国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成5年8月に払い出されていることが確認できることから、申立人は、遡って昭和63年10月に国民年金の被保険者資格を取得していることが推認でき、申立期間①当時は、国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（預金通帳、源泉徴収票等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成8年1月から同年2月までの期間及び同年8月から同年11月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年9月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年2月から同年11月まで
② 平成6年9月
③ 平成6年12月
④ 平成8年1月から同年3月まで

申立期間①の国民年金保険料について、平成5年2月に私の夫が会社を退職した後、社会保険事務所（当時）に自身の年金の相談に出向いたが、その際に、私の国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続について説明が無かったため、当該手続を行ったのは60歳に到達した8年*月になってしまい、時効により保険料を納付することができなかった。申立期間①の保険料の納付を希望する。

申立期間②及び③について、上述のとおり、平成8年*月に種別変更手続を行い、私の夫が、遡って毎月国民年金保険料を納付書により金融機関で納付していたにもかかわらず未納とされていることに納得がいかない。

申立期間④について、平成8年*月に種別変更手続を行った際に、私の高齢任意加入についての説明が無かったため、社会保険事務所に高齢任意加入の申出を行ったのが同年4月になってしまい、60歳に到達した同年*月から国民年金の任意加入被保険者の資格を取得することができなかった。同年同月まで遡って任意加入被保険者の資格を取得し、申立期間④の国民年金保険料の納付を希望する。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間②及び③の国民年金保険料について、その夫が納付書により金融機関で納付していたと主張しているところ、その夫が保険料

を納付していたとする金融機関は当時実在し、保険料の収納事務を行っていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立期間②及び③の国民年金保険料について、その夫が、遡って毎月納付していたと主張しているところ、申立人のオンライン記録によると、申立期間②及び③の前後の期間の保険料は、毎月過年度納付により納付済みとなっており、申立人の主張と一致している上、過年度納付により保険料を納付した時期を通じて、申立人の住所やその夫の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の当該期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

- 2 一方、申立期間①について、申立人のオンライン記録から、申立人が国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を行ったのは、平成8年*月であることが確認できることから、その時点において、申立期間①は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間④について、申立人は、平成8年4月に国民年金に任意加入していることから、60歳到達による国民年金被保険者の資格喪失後の当該期間は国民年金に未加入で保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、申立期間①及び④について、国民年金保険料を納付していないと述べており、申立期間①及び④の保険料を納付することができなかったのは、国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続及び任意加入被保険者の資格取得手続についての説明が適切に行われず、当該手続が遅れてしまったなど、行政側の事務処理に不手際があったことによるものであるとして、申立期間①及び④の保険料を納付できる機会を付与するよう求めているが、年金記録確認第三者委員会は、保険料納付の有無について検討し年金記録の訂正の要否を判断するものであり、保険料の納付に関する法律の規定や制度の運用の当否について判断することはできない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年9月及び同年12月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から49年3月まで

私が25歳になった昭和50年頃、市役所から遡って国民年金保険料を納付できる旨の通知が二度届いたので、市役所で国民年金の加入手続を行った。その際に、市役所で納付することができる期間の保険料を納付し、その後、5万円ぐらいの保険料を遡ってまとめて金融機関で納付したと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、25歳になった昭和50年頃、市役所で国民年金の加入手続を行い、その際に、納付することができる期間の国民年金保険料を納付し、その後は金融機関で申立期間の保険料を遡ってまとめて納付したと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、同年4月頃に行われたと推認できる上、申立人が保険料を納付したとする時期は、第2回特例納付が実施されていたことから、申立期間の保険料を特例納付により納付することは可能であった。

また、申立人は、国民年金の加入期間中に納付していた国民年金保険料額を書き記したメモを所持しており、申立期間の保険料を納付したとして記載されている保険料額は、実際に特例納付により納付した場合の保険料額とおおむね一致する。

さらに、申立人のオンライン記録によると、申立期間の直後である昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料の納付記録について、申立人が所持していた領収書により、平成22年7月に未納から納付済みに記録訂正

されていることが確認できることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

加えて、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付している上、前納制度を利用している期間もあることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年2月及び同年3月

私が勤務先を退職した昭和49年3月頃、私の叔父が私の国民年金の加入手続を行った。その際発行された年金手帳を現在所持している。

申立期間の国民年金保険料については、私の夫が納付書により納付したが、私も夫も納付額の記憶は無い。昭和54年10月の結婚時には任意加入被保険者への種別変更手続も行い、国民年金に加入してから欠かさず保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年10月の結婚時に国民年金の被保険者資格について強制加入被保険者から任意加入被保険者への種別変更手続を行ったとしており、現に市の被保険者名簿においては、同年同月13日の任意加入被保険者資格取得日が確認できる上、オンライン記録及び申立人の所持している年金手帳においても同日に種別変更手続が行われていることが確認できることから、申立人の主張に不自然さは見当たらない。

また、申立期間は1回、かつ2か月と短期間であり、申立期間を除いて国民年金保険料の未納は無く、申立期間の前後の期間の保険料は全て現年度納付されていることに加え、第3号被保険者への種別変更手続が適切に行われていることから、申立人の国民年金に対する関心及び保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

さらに、申立期間の前後を通じ、申立人の住所及びその夫の職業に変更は無く、生活状況に特段大きな変化は認められず、その夫の標準報酬月額から、申立人の国民年金保険料を納付することができるだけの資力は十分あったと

考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで

昭和40年11月に結婚したことを契機に、妻が、私の国民年金の加入手続を行ってくれた。その後、妻が、店に来た集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年11月に結婚したことを契機に、その妻が、申立人の国民年金の加入手続を行い、その後、その妻が、店に来た集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれていたと思うと主張しているところ、その妻は、36年4月から平成12年5月までの国民年金加入期間のうち、6か月を除いて、保険料を全て納付済みである上、申立人は、昭和40年11月から平成12年9月までの国民年金加入期間のうち、申立期間を除いて、保険料が全て納付済みとされていることから、その妻は、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は、納付済みとされており、その前後を通じて、申立人の住所及び仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、3か月と短期間である申立期間の保険料を納付意識が高かったと認められるその妻が、納付していたと考えても特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 10 月から 55 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月から 55 年 11 月まで

私は、昭和 54 年 10 月に、市役所で国民年金の任意加入の手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、55 年 12 月に国民年金の被保険者資格を喪失するまでは、金融機関で毎月納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 10 月に、市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人は、同年同月に国民年金の任意加入の手続を行っていることが確認でき、国民年金に任意で加入したにもかかわらず、加入当初の申立期間の保険料を納付していなかったとするのは不自然である。

また、申立人は、昭和 55 年 12 月に国民年金の被保険者資格を喪失するまでは国民年金保険料を納付していたことを鮮明に記憶している上、58 年 9 月に再度国民年金に任意加入し、その後の国民年金加入期間に保険料の未納は無いことから、保険料の納付意欲は高かったものと認められるとともに、申立期間は 14 か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から46年3月までの期間及び49年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年1月から46年3月まで
② 昭和49年7月から同年9月まで

私は、20歳になったときに、母親に勧められたので、時期は定かではないが、市役所で国民年金の加入手続を行った。その後は、既に国民年金に加入していた夫と私の国民年金保険料を市役所で一緒に納付していたが、途中から集金人に保険料を納付するようになった。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になったときに、その母親に勧められたので、時期は定かではないが、市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人が所持する国民年金手帳は、申立人が20歳に到達した直後の昭和44年3月に発行されていることが確認でき、申立人の国民年金の加入手続は、同年同月頃に行われたものと推認されることから、申立人の主張は基本的に信用できる。

また、申立人は、申立期間①、②及び申請免除期間を除き、29年間以上にわたる期間の国民年金保険料を納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められ、その申立人が、国民年金の加入手続を行っておきながら、加入当初の保険料を一度も納付しなかったと考えるのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間①の途中の昭和44年5月に、強制加入被保険者から任意加入被保険者への種別変更手続を行っていることが、申立人が所

持する国民年金手帳及び申立人の特殊台帳により確認でき、国民年金保険料の納付意識が高かったと認められる申立人が、任意加入被保険者となっておきながら、その後の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

加えて、申立期間②の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて、申立人の住所やその夫の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の3か月と短期間である申立期間②の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 1 月から同年 9 月までの期間及び 51 年 4 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 1 月から同年 9 月まで
② 昭和 51 年 4 月から同年 9 月まで

私は、20 歳になった当時、住み込みで働いていた勤務先の店主から、私の将来のために国民年金に加入した方が良いと言われ、店主が区役所で私の国民年金の加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料については、店主がその娘夫婦の分と一緒に納付していた。また、申立期間②については、領収書を所持しているにもかかわらず、年金事務所では保険料の納付が認められなかった。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の国民年金保険料について、20 歳になった当時、住み込みで働いていた勤務先の店主が申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の加入手続が行われた時期は昭和 47 年 10 月頃と推認でき、その時点では申立期間①の保険料を納付することが可能であった。

また、申立期間②について、申立人は、金融機関の領収印が押された領収書を所持しており、当該期間の国民年金保険料が収納されていたことが確認でき、当該保険料が還付された形跡も無いことから、当時における行政側の事務処理に不手際が認められる。

さらに、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、当時、申立人と同居していた店主の娘夫婦の分と一緒に店主が納付していたと主張

しているところ、その娘夫婦は当該期間の保険料が夫婦共に納付済みである上、店主の娘は、「当時、父親が申立人の国民年金保険料を、未納が無いように私達夫婦の分と一緒に納付していた。」旨証言している。

加えて、申立人は、申立期間①及び②を除き国民年金保険料を全て納付している上、保険料を口座振替により納付している期間も確認できることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められるとともに、申立期間①及び②は、それぞれ9か月及び6か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から同年7月まで

私は、会社を退職後、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、郵送されてきた納付書に現金を添えて、金融機関で国民年金保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年1月から、新規に国民年金に加入しているが、その当時、国民年金の加入手続を適切に行っていることが確認できることに加え、申立期間を除き、国民年金保険料の未納は無いなど、国民年金への関心及び保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

また、オンライン記録等から、申立人が申立期間当時、当該期間に係る国民年金の加入手続を行っていなかったとは言い切れないことから、当該期間の国民年金保険料の納付書が、申立人に対して発行されていた可能性があり、その納付書を基に、保険料の納付意識の高かった申立人が、当該期間の保険料もほかの国民年金加入期間と同様に納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 5517

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から同年 7 月まで

私は、国民年金の加入手続を行った記憶は無く、申立期間の国民年金保険料について、いつ頃、どこで、どのように納付したのかは、全く憶えていないが、未納が無いように、保険料を納付していた。

申立期間についても、国民年金保険料を納付しているはずであるから調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った記憶は無く、国民年金保険料の納付時期、場所及び金額等について記憶していないとしているものの、申立人が申立期間当時居住していた区の国民年金被保険者名簿では、申立人は、昭和 63 年 3 月に国民年金の加入手続を行い、同年 12 月に、申立期間直前の 62 年 12 月から 63 年 3 月までの保険料を過年度納付していることが確認できる。

また、申立期間は 1 回、かつ 4 か月と短期間であり、平成元年 9 月に、申立期間の国民年金保険料の納付書が発行されているため、当該期間直前の保険料を過年度納付した申立人が、申立期間の保険料についても、その納付書で納付したと考えても、特段不合理ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成19年6月1日から同年8月1日までの期間について、申立人は、標準報酬月額22万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における同年6月及び同年7月の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間のうち、平成19年8月1日から20年7月1日までの期間について、申立人は、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる18年4月から同年6月までの期間及び19年4月から同年6月までの期間は標準報酬月額22万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を同年8月から20年6月までは22万円に訂正することが必要である。

また、申立人は平成19年8月8日に係る標準賞与額5万円に相当する賞与が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を5万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年4月3日から20年7月1日まで
② 平成19年8月8日

A社に勤務していた平成18年4月から19年5月までの給与支給額は20万円以上であり、厚生年金保険料の控除額は8,000円前後であったが、厚生年金保険の標準報酬月額は11万円となっている。

また、平成19年6月から20年6月までの期間については、標準報酬月額は11万円のままなのに、給与から1万6,000円の厚生年金保険料が控除されていた。

さらに、平成19年8月の賞与から厚生年金保険料が控除されていた

にもかかわらず、記録が無い。調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成18年4月3日から20年7月1日までの期間に係る標準報酬月額及び19年8月8日の標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成18年4月3日から19年8月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年8月1日から20年7月1日までの期間及び19年8月8日については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間のうち、平成19年6月1日から同年8月1日までの期間について、申立人が提出した給与明細書から、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関係資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成19年8月1日から同年9月1日までの期間について、オンライン記録によると申立人の当該期間における標準報酬月額は11万円と記録されている。

しかしながら、A社は標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる平成18年4月から同年6月までの賃金台帳等の資料は無いと回答している上、申立人も当該期間の給与明細書を所持していないものの、申立人が所持する同年10月及び同年12月から19年3月までの期間の給与明細書に記載

されている報奨金を除く報酬月額は、21万9,150円で一定していることから判断すると、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる18年4月から同年6月までにおいても標準報酬月額22万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたと考えるのが妥当である。

したがって、申立人のA社における平成19年8月の標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成19年9月1日から20年7月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、19年9月から20年6月まで11万円と記録されている。しかし、申立人が所持する給与明細書によると、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる19年4月から同年6月までは標準報酬月額22万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

さらに、申立人が所持する賞与明細書により、平成19年8月8日については標準賞与額5万円に相当する賞与が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における平成19年9月から20年6月までの標準報酬月額を22万円に訂正し、19年8月8日の標準賞与額を5万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成18年4月3日から19年6月1日までの期間について、申立人が所持する18年10月及び同年12月から19年5月までの期間の給与明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額から計算される標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額より低い額であることが確認できる。

また、申立人は、平成18年4月から同年9月までの期間及び同年11月の給与明細書を所持していないため、給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を平成元年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月1日から同年12月1日まで

平成元年4月1日に、B事業所からA事業所に出向し勤務していたにもかかわらず、出向先であるA事業所での申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所の人事記録を管理しているC事業所が提出した申立人の発令情報から判断すると、申立人は平成元年4月1日から3年6月30日までの期間において、B事業所からA事業所に出向していたことが認められる。

また、A事業所及び申立人が申立人の後任者でB事業所からA事業所に出向したとする者のオンライン記録における同事業所の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、申立人の同事業所における資格の喪失日と同日の平成3年7月1日であることから、B事業所からA事業所への出向においては、出向と同時に同事業所において厚生年金保険被保険者の資格を取得していたことがわかる。

さらに、C事業所が提出した出向に係る稟議書^{りんぎしょ}には、出向条件は出向先との協議によるとの記載があるところ、申立人のA事業所への出向条件が記載されている出向明細書に、年金有りの記載が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金

保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記出向明細書に記載されている年額の基本給から47万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書において、申立人の厚生年金保険の被保険者資格が新規取得である上、申立人に係る資格取得年月日を平成元年12月1日と届け出ていることが確認できることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和33年1月10日から同年4月21日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の船舶Aにおける資格取得日に係る記録を同年1月10日、同資格の喪失日に係る記録を同年4月21日とし、当該期間に係る標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年1月10日から同年8月6日まで
年金事務所の被保険者記録によると、昭和33年1月10日から同年8月5日までの期間において乗船した船舶Aの船員保険の被保険者記録が欠落している。船員手帳には、32年9月13日に船舶Aに雇い入れられ、33年8月5日に雇止めになった旨の記載があり、当時、海外で操業途中に船舶Bから船舶Aに乗り換え、その後日本に戻った記憶がある。申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する船員手帳により、申立人が申立期間において船舶Bに乗船していた旨の記載が確認できる。

また、申立人が、共にC地において船舶Bから船舶Aに乗り換え、同時期に下船したとして名前を挙げた甲板員である同僚は、申立期間のうち、昭和33年1月10日から同年4月21日までの期間において船舶Aに係る船員保険の被保険者となっていることが確認できる。

さらに、上記同僚は、「私は、昭和32年7月に10隻以上の船団を組んだ船舶のうちの船舶Bに乗船し、C地で船舶Aに乗り換え、翌年4月に日本に帰ってきた。船員保険には、乗船していれば船員全員が加入していた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 33 年 1 月 10 日から同年 4 月 21 日までの期間において、申立てに係る船舶に乗り、当該期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、昭和 33 年 1 月から同年 3 月までの標準報酬月額については、申立人の所持する船員手帳に記載されている当該期間の報酬月額の記録から、1 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に死亡し確認できないが、仮に、事業主から申立人に係る船員保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、同資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 33 年 1 月から同年 3 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 33 年 4 月 21 日から同年 8 月 6 日までの期間について、上記の船員手帳には、申立人が当該期間において船舶 A に乗船していた旨の記載が確認できるものの、申立人と同時期に下船したとする同僚の当該船舶における資格喪失日は同年 4 月 21 日となっている。

また、上記の船員手帳に記載されている事業主及び当時の船長は既に死亡している上、上記同僚を除く者も死亡又は連絡先不明のため、保険料の控除について証言を得ることができない。

このほか、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではなく、申立人についても、船舶 B において、船員手帳の雇入期間と船員保険の加入期間が一致しておらず、雇入年月日及び雇止年月日をもって、直ちに船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日の根拠とすることができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和34年4月10日から35年3月17日までの期間について、事業主は、申立人が34年4月10日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、35年3月17日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のC社における同資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和34年4月から同年9月までは1万6,000円、同年10月から35年2月までは1万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和31年5月7日から32年2月21日まで
② 昭和32年6月3日から同年10月26日まで
③ 昭和33年6月21日から35年3月17日まで
④ 昭和35年3月17日から同年6月1日まで
⑤ 昭和37年11月20日から38年1月30日まで
⑥ 昭和43年5月1日から45年3月26日まで

申立期間①は、A社の正社員として、勤務していた。

申立期間②は、B社の正社員として、勤務していた。

申立期間③は、C社の正社員として、D社及びE社に勤務していた。

申立期間④は、F社の正社員として、勤務していた。

申立期間⑤は、G社又はH社の正社員として、勤務していた。

申立期間⑥は、I社の季節労働者として、勤務していた。

申立期間①から⑥までについて、給与明細書は残っていないが、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③のうち、昭和34年4月10日から35年3月17日までの期間

について、C社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人と同姓同名で生年月日の一部が相違し、基礎年金番号に未統合の被保険者記録（資格取得日は昭和34年4月10日、資格喪失日は35年3月17日）が確認できる。

また、上記の被保険者名簿において、昭和33年1月1日から同年6月21日までの期間において申立人の被保険者記録が確認できるところ、当該被保険者記録における生年月日は上記未統合の被保険者記録の生年月日と一致している。

これらを総合的に判断すると、上記未統合の被保険者記録は申立人の被保険者記録であり、事業主は、申立人が昭和34年4月10日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、35年3月17日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿の記録から、昭和34年4月から同年9月までは1万6,000円、同年10月から35年2月までは1万4,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間③のうち、昭和33年6月21日から34年4月10日までの期間については、複数の元従業員に照会したものの、申立人が、当該期間においてC社に勤務していたことを確認できる具体的な供述等を得ることはできなかった。

また、オンライン記録及びC社に係る上記被保険者名簿によると、複数の元従業員が、申立人と同様に、一旦被保険者資格を喪失し、一定期間後に同資格を再度取得していることが確認できる。

さらに、厚生年金保険の被保険者記録に欠落が確認できる複数の元従業員に照会したものの、当該欠落期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から継続して控除されていたことをうかがわせる供述等は得られなかった。

加えて、C社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の人事記録及び給与関係書類等を確認することができない上、申立人も厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

なお、オンライン記録によると、D社が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は見当たらず、E社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、当該期間より後の昭和38年1月1日である。

申立期間①について、A社の元従業員の供述及び申立人が記憶する同社の所在地と商業登記簿謄本で確認できる同社の所在地が一致していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、昭和62年4月1日

に厚生年金保険の適用事業所になっており、当該期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社の元従業員が、「会社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかった。各自で国民年金と国民健康保険に加入していた。」と供述している。

さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の人事記録及び給与関係書類等を確認することができない上、申立人も厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

申立期間②について、オンライン記録並びにB社、J社及びK社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、B社は、当該期間において、J社の名称で厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できる。

また、申立人が記憶するB社の所在地及び事業主名とJ社に係る上記被保険者名簿に記載されている同社の所在地及び事業主名がほぼ一致していることから、期間は特定できないものの、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、当時の従業員数を25名程度だったと供述しているところ、J社に係る上記被保険者名簿によると、当該期間において被保険者であった者は4名であり、事業主は、当時、全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、J社に係る上記被保険者名簿によると、申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い上、当該期間において、被保険者資格を取得した者はいない。

さらに、J社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡していることから、当時の人事記録及び給与関係書類等を確認することができない上、申立人も厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

申立期間④について、申立人が記憶するF社の事業主名と商業登記簿謄本で確認できる同社の事業主名が一致していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、F社が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は見当たらない。

また、当時の事業主は既に死亡しており、現在の事業主は、「当社は厚生年金保険に加入していない。当時の人事記録及び給与関係書類等は保管していない。」と回答している上、申立人も厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

申立期間⑤について、申立人は、G社又はH社に勤務していたと主張している。

しかしながら、G社又はH社の所在地を管轄する法務局において、いずれの商業登記の記録も確認できない上、申立人は、当時の同僚及び事業主の氏名を記憶しておらず、勤務実態について証言等を得ることができない。

また、L商工会議所は、「当所の事業所データには、該当する企業は無い。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、G社及びH社が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は見当たらない上、申立人も、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

申立期間⑥について、申立人は、I社に勤務していたと主張している。

しかしながら、I社の所在地を管轄する法務局において、同社の商業登記の記録は確認できない上、申立人は、当時の同僚及び事業主の氏名を記憶しておらず、勤務実態について証言等を得ることができない。

また、M商工会議所は、「当所の事業所データには、該当する企業は無い。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、I社が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は見当たらない上、申立人も、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①、②、申立期間③のうち昭和33年6月21日から34年4月10日までの期間、及び申立期間④から⑥までにおける勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和35年12月31日から36年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年8月8日から34年12月1日まで
② 昭和35年12月31日から36年1月1日まで

私は、昭和29年から平成8年に定年退職するまで、A社で勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録では、同社B事業所で勤務していた期間の資格取得日及び資格喪失日が間違っているため、記録に欠落が生じている。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社から提出された社員名簿、申立人から提出された経歴書、同僚の供述及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（同社B事業所から同社C事業所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人が昭和35年の冬にA社C事業所に異動したと述べているところ、同僚が、「申立人は35年の年末までA社B事業所に勤務していた。」と供述していることから、36年1月1日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和35年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円

とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無いため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 36 年 1 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを 35 年 12 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、A社から提出された社員名簿、申立人から提出された経歴書、同僚の供述及び雇用保険の記録により、申立人が当該期間に同社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同社B事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和 32 年 10 月 1 日であり、同日より前は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、上記の被保険者名簿によると、申立人と一緒に異動したとする同僚の資格取得日は、申立人と同日となっている上、A社D事業所から同社B事業所へ異動したと思われるほぼ全ての被保険者について、厚生年金保険の記録に欠落が生じていることが確認できる。

さらに、A社は、「社員名簿により、申立期間①当時、申立人は現場雇用の従業員であったことが確認できる。現場雇用の従業員については、会社の規定ではなく、現場の事業所の判断で社会保険に加入していた。」と回答しており、同社B事業所に勤務していた複数の従業員に照会したところ、現場雇用の従業員として勤務していた複数の者が、入社から約7か月から2年3か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、A社は、当時の賃金台帳や源泉徴収簿等を保管していない上、申立人も、厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等を所持していない。

このほか、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和21年10月1日から24年2月1日までの期間について、厚生年金保険の被保険者であったことが認められることから、申立人のA社（D-E）における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を21年10月1日に、同資格の喪失日に係る記録を24年2月1日に訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和21年10月から22年5月までは330円、同年6月から23年7月までは600円、同年8月から24年1月までは3,300円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年8月から24年2月1日まで

私は、昭和21年8月にA社B工場に入社し、途中、同社B工場が閉鎖したため、同社C工場に転勤となり、25年1月まで継続して勤務していた。それにもかかわらず、同社B工場における厚生年金保険被保険者記録が全て欠落しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場の工場長は、申立人は申立期間において正社員として勤務していたと供述していることから、申立人が申立期間において同社B工場に勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所（当時）の記録によると、A社B工場という名称の適用事業所は見当たらないが、申立人が同社B工場において共に同様の業務に従事し、同社B工場にしか勤務しなかったとする同僚については、申立期間に、事業所名称は不明であるものの事業所整理記号「D-E」において被保険者となっていることから、同社B工場は、事業所整理記号「D-E」として、厚生年金保険の適用事業所であったと認められる。

しかしながら、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、

現存しておらず、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿から同社B工場（事業所整理記号「D-E」）において払出しを受けたことが確認できる複数の被保険者に係る厚生年金保険被保険者台帳には、「全期間に対応する名簿、紛失（又は焼失）」である旨のスタンプが押されていることが確認でき、日本年金機構F事務センターは、「同社B工場の事業所整理記号は「D-E」と思われるが、被保険者名簿が存在しない理由は不明である。」と回答している。

また、申立人が、自身と同様の業務に従事し、A社B工場にしか勤務していなかったと記憶している同僚については、上述のとおり、オンライン記録では、昭和21年10月1日から24年1月26日まで当該事業所（事業所整理記号「D-E」）における厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

さらに、申立人がA社B工場から転勤したとする同社C工場において、申立人と同日の昭和24年2月1日に資格取得している12名を、上記の払出簿で調査したところ、うち5名は、同社B工場（事業所整理記号「D-E」）において資格取得していることが確認でき、当該5名のうちの1名について、申立人は自身と同様の業務に従事していたと述べている。

一方、上記の払出簿によると、A社B工場において、昭和21年10月1日に多数の者が資格取得している反面、同日より前の日付で資格取得している者はほとんど確認できないところ、申立人は、複数の者が同時に入社してきた記憶は無いとしていることから、同社B工場では、同日に従業員をまとめて厚生年金保険に加入させたことがうかがえ、このことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち、同年8月から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和21年10月1日から24年2月1日までの期間について、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額は、同僚のA社（事業所整理記号「D-E」）における資格取得時の社会保険事務所の記録、申立人のA社（事業所整理記号「D-G」）における資格取得時の社会保険事務所の記録及び標準報酬月額の改正経過から、昭和21年10月から22年5月までは330円、同年6月から23年7月までは600円、同年8月から24年1月までは3,300円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年7月31日から同年10月28日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年10月28日であると認められることから、当該期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月31日から5年4月1日まで

私は、平成3年4月にB社に入社後、出向先の事業所において、C職として勤務していた。在籍がB社からA社に変わってからも、同社が倒産するまで継続して勤務していたが、同社における厚生年金保険の被保険者記録では、4年7月31日に被保険者資格を喪失している。同年11月頃に、会社が倒産するらしいと聞いていたが、転職前の5年3月末まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、雇用保険の被保険者記録から、申立人がA社に平成4年11月30日まで継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年7月31日より後の同年10月28日に、申立人の同年10月の定時決定の記録を取り消した上で、同社における被保険者資格を同年7月31日まで遡って喪失させる処理が行われているところ、同社の多数の同僚についても同様の処理が行われていることが確認できる上、このほかの同僚の中には、同年7月31日以降の異なる日付で同資格を喪失した旨の記録を、同年10月28日付けで、同年6月30日に遡及訂正されているものが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立

人が平成4年7月31日に資格を喪失したとする処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該喪失処理をした日から判断して、同年10月28日であると認められる。

なお、平成4年7月から同年9月までの標準報酬月額は、申立人のA社における喪失処理前のオンライン記録から17万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成4年10月28日から5年4月1日までの期間について、申立人が自身と同時期まで在籍していたとして名前を挙げた同僚は、A社に係る雇用保険の記録における離職日が、申立人と同日の4年11月30日であることが確認できる上、上記同僚を含む複数の同僚に照会したが、申立人の同日以降の期間に係る勤務実態について証言を得ることができなかった。

また、申立人と同様にA社での雇用保険の被保険者記録が平成4年11月30日までである同僚の中には、所持している給与明細書において、同年10月及び同年11月の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる者がいる上、申立人は、同年10月から5年3月までに係る保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることができない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和40年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月30日から同年12月1日まで

私は、昭和39年3月2日にA社B支店に入社し、同日付けで同社B支店管轄の同社B支店C営業所に配属され、翌年の40年12月1日に同社本社へ転勤となったが、厚生年金保険の被保険者記録では、同社本社に転勤となった際の同年11月の記録が欠落している。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及び同僚の回答並びに雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（同社B支店C営業所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日については、A社の人事担当者及び複数の同僚が、申立人は昭和40年12月1日に同社C営業所から同社本社に異動したと証言していることから、同年12月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和40年10月のオンライン記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭

和 40 年 12 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 11 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同年 11 月 30 日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 11 月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和41年8月2日から同年8月15日までの期間について、申立人のA社における資格取得日は同年8月2日であると認められることから、当該期間に係る資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

申立期間のうち、昭和41年12月31日から42年1月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年8月2日から同年8月15日まで
② 昭和41年12月31日から42年1月1日まで

私は、昭和34年6月15日から平成6年3月31日まで、B社に勤務しており、途中で休職したことは無い。

ところが、厚生年金保険の記録によると、B社において昭和41年8月2日に被保険者資格を喪失し、A社において昭和41年8月15日に同資格を取得したことになっており、被保険者記録がつながっていない。

また、A社において昭和41年12月31日に被保険者資格を喪失し、B社において42年1月1日に同資格を取得したことになっており、この間が被保険者期間となっていない。

A社には出向しただけであり、このような欠落が生じるはずが無いので、調査の上、申立期間①及び②を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のB社C工場に

における資格喪失日は昭和 41 年 8 月 2 日、A 社における資格取得日は同年 8 月 15 日となっていることが確認できる。

しかしながら、申立人が所持していた出向元である B 社の人事記録によると、申立人は、昭和 41 年 8 月 1 日に A 社に出向していることが確認できる上、B 社は、「A 社は、当社の子会社であり、申立人が当社及び関連会社に継続して勤務していたことは間違い無い。」旨の回答をしている。

これらを総合的に判断すると、申立人の A 社における資格取得日は、昭和 41 年 8 月 2 日であると認められる。

申立期間②について、B 社の人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A 社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B 社は、「申立人は当該期間においても当社の社員であったので、被保険者期間に空白が生じることは考えられない。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、雇用保険の記録によると、申立人の A 社における離職日は昭和 41 年 12 月 31 日、B 社における資格取得日は 42 年 1 月 1 日となっていることから、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を同年 1 月 1 日に訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 41 年 11 月の社会保険事務所（当時）の記録から、5 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 42 年 1 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを 41 年 12 月 31 日と記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 12 月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川厚生年金 事案 5630

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和26年6月30日から同年12月30日までの期間について、申立人のA社における資格喪失日は、同年12月30日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、3,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和26年6月30日から27年6月1日まで
② 昭和27年6月1日から同年7月1日まで

私は、昭和26年4月1日から27年5月31日まではA社に勤務していた。また、同年6月1日からはB社に勤務したが、C社の臨時職員に応募することになり、同社を1か月で退職した。

ところが、厚生年金保険の記録では、A社での被保険者資格の喪失日が昭和26年6月30日となっており、申立期間①の期間が被保険者期間となっていない。

また、B社に勤務していた期間が被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持するC社の「勤務に関する記録」に記載されている前職の内容から、申立人が当該期間において、A社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における被保険者資格の喪失日は、昭和26年6月30日となっている。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人の資格喪失日を昭和26年6月30日と記載しているにもかかわらず、同年8月1日における標準報酬月額の算定が行われたことが確認

できる。

また、上記の被保険者名簿の摘要欄には、「26.9.1 現在、算定基礎届未提出ノ為認定決定ス」との記載がある上、当初の資格喪失日を遡って訂正処理されている者も確認できることから、申立人の資格喪失に係る処理は、遡って行われたことがうかがえる。

さらに、上記の被保険者名簿には、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日（以下「新適日」という。）を昭和26年4月1日と記録しているにもかかわらず、同日より前の日付で記載されていた資格取得日を新適日に訂正している者が複数確認できる上、被保険者を資格取得日順に記載しておらず、これらのことから社会保険事務所（当時）において、同社に係る年金記録の管理が適切に行われていたとは考え難い。

一方、申立期間①のうち、昭和26年12月30日から27年6月1日までの期間については、上記の被保険者名簿において、A社は、26年12月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できるところ、複数の被保険者に照会したものの、同社が同日以降の期間についても、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたことを確認できる具体的な供述を得ることができなかった。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格喪失日は、昭和26年12月30日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿に記載されている昭和26年8月1日の算定の記録から、3,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、上記の「勤務に関する記録」における前職についての記載内容から、申立人が当該期間において、B社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社は厚生年金保険の適用事業所として見当たらない上、申立人が記憶する同社の所在地を管轄する法務局において、同社の商業登記の記録を確認することができない。

また、申立人は、当時の事業主及び同僚の氏名を記憶していないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について照会することができない。

さらに、申立人は、申立期間②における厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和43年7月11日に、同資格の喪失日に係る記録を44年8月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月11日から44年8月16日まで
私は、昭和43年7月11日から44年8月15日までA社に勤務していたにもかかわらず、当該期間は厚生年金保険被保険者期間となっていないので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した申立人の失業保険被保険者資格取得確認通知書並びに元事業主及び現事業主の証言により、申立人が申立期間において同社に勤務したことが認められる。

また、オンライン記録により、申立人がA社における前任者及び後任者であったとする同僚2名は、いずれも、同社の厚生年金保険被保険者であったことが確認できる。

さらに、上記同僚のうち1名のA社における雇用保険被保険者資格取得日及び同資格の喪失日は、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日と合致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の失業保険被保険者資

格取得確認通知書に記載されている月給から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、同資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないことは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年7月から44年7月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を平成5年10月から6年10月までは53万円、同年11月から7年8月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から7年9月16日まで
私は、A社のB職として勤務し、厚生年金保険の記録では平成5年10月以降の標準報酬月額が44万円になっているが、給料が53万円から10万円も下がったことは無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成5年10月から6年10月までは53万円、同年11月から7年8月までは59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年9月30日より後の同年10月2日に、5年10月1日に遡って44万円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社の当時の会計担当者は、「社会保険の手続は全て私が担当し、社会保険事務所に何度も呼び出され、同事務所に納付する厚生年金保険料を遡って減額訂正する届出書類数枚に代表者印を押した。」と述べている。

これらの事情を総合的に判断すると、平成7年10月2日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、申立人について5年10月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、同年10月から6年10月までは53万円、同年11月から7年8月までは59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成18年7月1日から同年12月31日までの期間について、その主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成18年6月1日、資格喪失日が19年1月1日とされ、当該期間のうち、18年12月31日から19年1月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年1月1日とし、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成18年12月10日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金特例法に基づき、申立てに係る標準賞与額の記録を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間：① 平成18年6月1日から同年12月31日まで
② 平成18年12月31日から19年1月1日まで
③ 平成18年12月10日

私は、A社（B社）において、平成18年3月21日から同年12月31日まで、D業務に従事していた。厚生年金保険の記録では、標準報酬月額が20万円となっているが、現在所持している同年8月分の給与明細書によると、標準報酬月額22万円に基づく保険料を控除されているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

また、退職日である平成18年12月31日が厚生年金保険の資格喪失日となっているため、同年12月が被保険者期間となっていないので、喪失日を19年1月1日に訂正してほしい。

さらに、平成18年12月の賞与明細書によると、標準賞与額28万円に基づく保険料を控除されているが、記録に反映されていないので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成18年7月から同年11月までの標準報酬月額については、A社から提出された賃金台帳及び申立人から提出された同年8月の給与明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。平成18年6月の標準報酬月額については、賃金台帳により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（22万円）は、オンライン記録において確認できる標準報酬月額（20万円）を超えているものの、賃金台帳に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額（19万円）は、オンライン記録において確認できる標準報酬月額より低額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象とならないため、あっせんは行わない。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して、誤って20万円の標準報酬月額に相当する報

酬月額が届出を行い、当該期間に係る厚生年金保険料についても、標準報酬月額 22 万円としての保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成 18 年 6 月 1 日、資格喪失日が 19 年 1 月 1 日とされ、当該期間のうち、18 年 12 月 31 日から 19 年 1 月 1 日までの期間は厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、雇用保険の記録、C 健康保険組合の記録、源泉徴収票及び賃金台帳により、申立人は、A社に平成 18 年 12 月 31 日まで継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、賃金台帳から判断すると、22 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して誤って提出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③について、申立人のA社に係る平成 18 年 12 月 10 日の標準賞与額（28 万円）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされている。

しかしながら、A社から提出された賃金台帳及び申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（28 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して誤って提出し、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成 18 年 12 月 10 日の標準賞与額（28 万円）に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険

料を還付した場合を含む。) 、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A社における平成17年7月10日及び同年12月10日の標準賞与額の記録を67万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月10日
② 平成17年12月10日

厚生年金保険の記録によると、平成17年7月及び同年12月の賞与の記録が欠落している。賞与明細書を提出するので、当該賞与に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した賞与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賞与明細書の保険料控除額から、67万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成9年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月31日から同年9月1日まで
私は、平成8年12月1日にA社に入社し、9年8月31日に退職した。
厚生年金保険の記録によると、平成9年8月が被保険者期間となっていないが、同年9月の給与明細書から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。
調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された申立人の退職届から、申立人は、A社を平成9年8月31日付けで退職したことが確認できる。

また、申立人から提出された平成9年9月の給与明細書から、申立人は、当時の標準報酬月額28万円に見合う厚生年金保険料（2万4,290円）を控除されていたことが確認できる。

さらに、事業主は、厚生年金保険料は「翌月控除」と回答していることから、上記の厚生年金保険料は平成9年8月の保険料であることが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行した

か否かについては、事業主は調査不能としているが、オンライン記録における申立人の資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日である平成9年8月31日となっており、離職日は同じであることから公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主は、社会保険事務所に対し、同年8月31日を申立人の被保険者資格の喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を67万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 26 日

私は、平成 19 年 12 月 26 日にA社から賞与が支給された際、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録に反映されていない。賞与明細書等の資料を所持しているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成 19 年 12 月 26 日の賞与明細書から、申立人は、その主張する標準賞与額（67万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主は、申立人の申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成15年7月11日の標準賞与額に係る記録を44万5,000円、同年12月15日の標準賞与額に係る記録を43万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月11日
② 平成15年12月15日

厚生年金保険の記録では、A社において平成15年7月及び同年12月に支給された賞与の記録が無いが、会社が保管している賃金の記録によると、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認でき、会社も手続をしていなかったことを認めているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準賞与額については、事業主から提出のあった申立人の賃金データに記載されている賞与額及び保険料控除額により、申立期間①は44万5,000円、申立期間②は43万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は申立人の申立期間①及び②に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ていることを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立期間①及び②に係る標準賞与額に基づく保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成15年7月11日の標準賞与額に係る記録を65万9,000円、同年12月15日の標準賞与額に係る記録を65万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月11日
② 平成15年12月15日

厚生年金保険の記録では、A社において平成15年7月及び同年12月に支給された賞与の記録が無いが、会社が保管している賃金の記録によると、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認でき、会社も手続をしていなかったことを認めているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準賞与額については、事業主から提出のあった申立人の賃金データに記載されている賞与額及び保険料控除額により、申立期間①は65万9,000円、申立期間②は65万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は申立人の申立期間①及び②に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ていることを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立期間①及び②に係る標準賞与額に基づく保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成15年7月11日及び同年12月15日の標準賞与額に係る記録を38万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月11日
② 平成15年12月15日

厚生年金保険の記録では、A社において平成15年7月及び同年12月に支給された賞与の記録が無いが、会社が保管している賃金の記録によると、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認でき、会社も手続をしていなかったことを認めているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①及び②における標準賞与額については、事業主から提出のあった申立人の賃金データに記載されている賞与額及び保険料控除額により、38万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間①及び②に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出していないことを認めていることから、その結果、

社会保険事務所は、申立期間①及び②に係る標準賞与額に基づく保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成15年7月11日の標準賞与額に係る記録を44万3,000円、同年12月15日の標準賞与額に係る記録を46万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月11日
② 平成15年12月15日

厚生年金保険の記録では、A社において平成15年7月及び同年12月に支給された賞与の記録が無いが、会社が保管している賃金の記録によると、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認でき、会社も手続をしていなかったことを認めているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準賞与額については、事業主から提出のあった申立人の賃金データに記載されている賞与額及び保険料控除額により、申立期間①は44万3,000円、申立期間②は46万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は申立人の申立期間①及び②に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出てないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立期間①及び②に係る標準賞与額に基づく保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成15年7月11日の標準賞与額に係る記録を37万4,000円、同年12月15日の標準賞与額に係る記録を37万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月11日
② 平成15年12月15日

厚生年金保険の記録では、A社において平成15年7月及び同年12月に支給された賞与の記録が無いが、会社が保管している賃金の記録によると、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認でき、会社も手続をしていなかったことを認めているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準賞与額については、事業主から提出のあった申立人の賃金データに記載されている賞与額及び保険料控除額により、申立期間①は37万4,000円、申立期間②は37万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は申立人の申立期間①及び②に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ていないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立期間①及び②に係る標準賞与額に基づく保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成15年7月11日及び同年12月15日の標準賞与額に係る記録を38万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月11日
② 平成15年12月15日

厚生年金保険の記録では、A社において平成15年7月及び同年12月に支給された賞与の記録が無いが、会社が保管している賃金の記録によると、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認でき、会社も手続をしていなかったことを認めているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①及び②における標準賞与額については、事業主から提出のあった申立人の賃金データに記載されている賞与額及び保険料控除額により、38万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間①及び②に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ていないことを認めていることから、その結果、

社会保険事務所は、申立期間①及び②に係る標準賞与額に基づく保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成15年7月11日の標準賞与額に係る記録を23万7,000円、同年12月15日の標準賞与額に係る記録を29万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月11日
② 平成15年12月15日

厚生年金保険の記録では、A社において平成15年7月及び同年12月に支給された賞与の記録が無いが、会社が保管している賃金の記録によると、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認でき、会社も手続をしていなかったことを認めているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準賞与額については、事業主から提出のあった申立人の賃金データに記載されている賞与額及び保険料控除額により、申立期間①は23万7,000円、申立期間②は29万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は申立人の申立期間①及び②に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ていないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立期間①及び②に係る標準賞与額に基づく保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成15年7月11日の標準賞与額に係る記録を88万8,000円、同年12月15日の標準賞与額に係る記録を90万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月11日
② 平成15年12月15日

厚生年金保険の記録では、A社において平成15年7月及び同年12月に支給された賞与の記録が無いが、会社が保管している賃金の記録によると、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認でき、会社も手続をしていなかったことを認めているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準賞与額については、事業主から提出のあった申立人の賃金データに記載されている賞与額及び保険料控除額により、申立期間①は88万8,000円、申立期間②は90万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は申立人の申立期間①及び②に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ていないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立期間①及び②に係る標準賞与額に基づく保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川国民年金 事案 5518

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から平成元年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から平成元年 8 月まで

私は、昭和 62 年 3 月に会社を退職したことを契機に、場所は覚えていないが、国民年金の加入手続を行い、加入手続後の国民年金保険料については、私の父親から納付するよう厳しい指導を受けたため、私が実家近くの金融機関で納付書により保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 3 月に会社を退職したことを契機に、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、加入手続を行った場所、年金手帳の交付及び保険料の納付金額等についての記憶が曖昧であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 3 年 12 月に払い出されていることが確認できる上、申立人は厚生年金保険被保険者の資格を喪失した 2 年 9 月に国民年金の被保険者資格を取得していることから、申立期間は未加入で保険料を納付することができない期間であり、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年9月から37年4月までの期間及び同年8月から39年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和61年7月から62年1月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年9月から37年4月まで
② 昭和37年8月から39年5月まで
③ 昭和61年7月から62年1月まで

申立期間①及び②について、記録上、未納及び未加入とされているが、昭和36年9月頃、私の母親が区役所で国民年金の加入手続を行い、納付場所等は不明だが、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

申立期間③について、昭和61年7月頃、夫が私の国民年金保険料の免除の申請を、夫の保険料免除の申請と一緒に市役所の窓口にて口頭で行った。

申立期間①及び②について、母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたはずであり、申立期間③について、夫が保険料の免除の申請を行ったにもかかわらず、未納及び未加入とされているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、昭和36年9月頃、その母親が区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずであると述べているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその母親は、既に他界しており、当該期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間①及び②の国民年金保険料が納付された可能性も精査した

が、申立人の保険料を納付したとするその母親は、国民年金に加入し、申立人と連番で国民年金手帳記号番号を付与されているものの、保険料を納付することなく同番号を取り消されており、申立人の弟妹等の親族も、当該期間、国民年金に未加入であるなど、申立人の母親が保険料を納付していたと推認される事情もうかがえない。

さらに、申立期間③について、申立人は、その夫が、申立人の国民年金保険料の免除の申請を、その夫の保険料の免除の申請と一緒に市役所の窓口で口頭により行ったと述べ、同申請を行ったとするその夫は、同申請に係る申請書を提出することなく、手続きが行われたと述べるなど、申立内容が不自然である上、その夫は、当該期間、国民年金に未加入であり、同申請を行える状況になかったことが推認され、オンライン記録からも、申立人について免除がなされた形跡がうかがえない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたこと、及び免除されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたこと、及び免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、申立期間③の保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 12 月から 58 年 3 月までの期間、61 年 7 月から 62 年 3 月までの期間、63 年 4 月から同年 11 月までの期間及び平成 2 年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 12 月から 58 年 3 月まで
② 昭和 61 年 7 月から 62 年 3 月まで
③ 昭和 63 年 4 月から同年 11 月まで
④ 平成 2 年 7 月

私は、昭和 57 年 12 月に会社を退職した後に、市役所で国民年金の加入手続を行った。その後も会社を退職した際、その都度自分で市役所の窓口で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったはずである。申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料については、自宅に送付された納付書に現金を添えて、金融機関で納付していた。保険料額は、申立期間①当時は 7,000 円ぐらいであり、時期を追うごとに保険料額が上がっていった記憶があるが、保険料を納付したことははっきりとは記憶していない。

申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 12 月に会社を退職した後に、市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を金融機関で納付していたはずであると主張しているが、加入手続を行った時期及び保険料を納付した記憶が曖昧であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、申立人の国民年金手帳記号番号払出簿から、平成 4 年 12 月であると確認できることから、当該払出時点まで申立期間①、②、③及び④は国民年金に未加入で国民年金

保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から59年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年10月から52年12月まで
② 昭和53年1月から59年6月まで

申立期間①について、私が20歳になったときに、私の父親が私の国民年金の加入手続きを行い、加入当初から私が結婚するまで国民年金保険料を納付していた。私が結婚する際に、父親が私に、預金通帳と一緒に年金手帳を渡し、「20歳から加入して、保険料を納付していた。」と言っていた。

また、申立期間②について、私の元夫が、私の国民年金保険料の納付及び住所変更手続きを行っていた。国民年金第3号被保険者制度が出来た際に、私が元夫に、私の年金について確認したところ、元夫は、「保険料は全て納付している。」と言っていた。

申立期間①の国民年金保険料が未納とされていること、及び申立期間②が国民年金に未加入で保険料が納付済みとされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、20歳になったときに、その父親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたとするその父親は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間②について、申立人は、その元夫が申立人の国民年金保険料の納付及び住所変更手続きを行っていたと主張しているが、申立人は保険料の納付及び住所変更手続きに直接関与しておらず、申立人の保険料の納付及び

住所変更手続きを行っていたとするその元夫から、証言を得ることはできないことから、保険料の納付状況及び住所変更手続きの状況が不明である。

さらに、申立人は、昭和 59 年 7 月に国民年金に任意加入していることが確認できることから、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から46年3月までの期間及び48年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年2月から46年3月まで
② 昭和48年4月から同年9月まで

私たち夫婦は自営の会社の経営が軌道に乗ってきたので、昭和46年2月又は同年3月に二人で市役所に行き、国民年金の加入手続を行った記憶がある。その加入手続の際、窓口の職員から勧められて2年分の国民年金保険料を遡って納付し、その後は、定期的に保険料を納付してきたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和46年2月又は同年3月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人夫婦の国民年金の加入手続時期は、50年12月頃と推認され、申立内容と一致しない。

また、昭和50年12月時点において、時効により申立期間の国民年金保険料を納付することができないため、申立人夫婦が当該期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されるか、過去3回実施された特例納付制度を利用するほかないが、申立人夫婦は、申立期間の始期から手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考え難く、その形跡も見当たらないことに加え、申立人夫婦の主張は、46年2月又は同年3月に国民年金の加入手続を行い、2年分の保険料を遡って納付したとするものであり、50年12月に44年2月までの保険料を遡って特例納付により納付したとするものではない。

さらに、申立人夫婦は、それぞれ所持する年金手帳の「初めて被保険者と

なった日」が昭和 44 年 2 月 10 日と記載されていることから、国民年金保険料を同年同月から納付していたと述べているが、同手帳の日付は、保険料の納付の始期を特定するものではない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 2 月から 48 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 2 月から 48 年 9 月まで

私たち夫婦は自営の会社の経営が軌道に乗ってきたので、昭和 46 年 2 月又は同年 3 月に二人で市役所に行き、国民年金の加入手続を行った記憶がある。その加入手続の際、窓口の職員から勧められて 2 年分の国民年金保険料を遡って納付し、その後は、定期的に保険料を納付してきたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和 46 年 2 月又は同年 3 月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人夫婦の国民年金の加入手続時期は、50 年 12 月頃と推認され、申立内容と一致しない。

また、昭和 50 年 12 月時点において、時効により申立期間の国民年金保険料を納付することができないため、申立人夫婦が当該期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されるか、過去 3 回実施された特例納付制度を利用するほかないが、申立人夫婦は、申立期間の始期から手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考え難く、その形跡も見当たらないことに加え、申立人夫婦の主張は、46 年 2 月又は同年 3 月に国民年金の加入手続を行い、2 年分の保険料を遡って納付したとするものであり、50 年 12 月に 44 年 2 月までの保険料を遡って特例納付により納付したとするものではない。

さらに、申立人夫婦は、それぞれ所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」が昭和 44 年 2 月 10 日と記載されていることから、国民年金保険料を同年同月から納付していたと述べているが、同手帳の日付は、保険料の

納付の始期を特定するものではない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から13年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月から13年3月まで

私は、結婚した平成3年5月頃、夫に勧められて区役所で国民年金の加入手続を行った。

私は、申立期間当時、収入が一定の金額を超えたことから、第3号被保険者から第1号被保険者となった。その後、何年頃か具体的な記憶は無いが、未納分の国民年金保険料を納付するよう通知が届いたので、区役所へ行ったが、区役所では納付することができないと言われた。後日、2回に分けて送付されてきた納付書により、1回当たり約15万円ずつ、計30万円程度の保険料を金融機関で納付したが、それが国民年金保険料だったか具体的な記憶は無い。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、収入が一定の金額を超えたことから、第3号被保険者から第1号被保険者となったため、金融機関で納付書により申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人は、納付書が送られてきた時期、保険料を納付した時期及び保険料を納付した具体的な場所についての記憶が無いことから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下であることから、申立人への誤った納付書の発行、記録漏れ又は記録誤り等がなされたとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 5525 (事案 4080 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間、38 年 4 月から 40 年 3 月までの期間及び 62 年 4 月から 63 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで
② 昭和 38 年 4 月から 40 年 3 月まで
③ 昭和 62 年 4 月から 63 年 2 月まで

私の申立期間①の国民年金保険料については、私の妻が集金人に夫婦二人分の保険料を納付していた。その額は、1 人当たり月額 100 円ぐらいだった。

その後、昭和 49 年 7 月に市内の別の場所に店舗兼住宅を建てた。これを契機に、申立期間②の国民年金保険料について、同年同月頃、区役所の出張所で過去の未納分を納付できることを知り、未納期間が無くなるように保険料を納付した。金額については当初納付しようとした金額では納付することができなかったため、倍ぐらいの金額を納付した記憶があるが詳細は思い出せない。

申立期間③の国民年金保険料については、私の妻が、区役所に当該期間の保険料が口座振替されていないと問い合わせた際、納付しなくても老齢基礎年金を満額受給できるとの説明を受け、安心していた。

前回の申立てにおいて、申立期間①、②及び③の記録の訂正は認められなかったが、全ての期間の国民年金保険料は納付してあるはずなので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の当初の申立内容に対して、申立期間①については、昭和 36 年当時、集金人が被保険者宅を訪問して国民年金保険料を収納する制度は存在しなかったこと、申立期間②については保険料の納付に関する記憶が曖昧であるこ

と、申立人が特例納付により納付した保険料は老齢年金の受給権を得るために必要な期間のものであったと考えられること、及び申立人の妻も当該期間は未納とされていること、申立期間③については、申立人は当該期間の保険料の口座振替が行われていなかった点について認識していることを主な理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 7 月 28 日付け総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てについて、申立人は、国民年金保険料の納付に関して新たな資料や情報を提供したわけではないが、当委員会において、申立人の年金記録及び前回の申立内容に関して、再度調査を行ったものの、当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①、②及び③の保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立人は、申立期間③の国民年金保険料の口座振替が行われなくなった際に、役所の担当者から「満額の老齢基礎年金が受給できる。」旨の説明を受けたため、保険料の納付の機会を失ったとして、行政の不手際があった点を強く主張しているが、年金記録確認第三者委員会は、保険料の納付の有無について検討し、年金記録の訂正の要否を判断するものであり、保険料の納付に関する法律の規定又は運用の当否を審議する機関ではない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 6 月から平成元年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 6 月から平成元年 11 月まで

昭和 61 年 6 月頃、勤務先の秘書が私の国民年金の加入手続を行ったはずである。国民年金保険料については、当初、納付していなかったが、自宅に督促状のような通知が届いたので、区役所の出張所で数回に分けてまとめて納付した。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 6 月頃、勤務先の秘書が申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする秘書から証言を得ることはできない上、申立人は、秘書に国民年金の加入手続を依頼した記憶が曖昧であり、秘書から年金手帳を受け取った記憶も無いことから、申立期間当時の国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、当初、納付していなかったが、督促状のような通知が届いたので、区役所の出張所で数回に分けてまとめて納付したと主張しているが、区役所の出張所で過年度保険料を納付することはできないことから、申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年10月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月から8年3月まで

私（申立人の母親）は、国民年金に加入することは義務であり、私の息子の将来のことを考えて、息子が20歳になった後に、息子の国民年金の加入手続を市役所で行った。申立期間の国民年金保険料については、私が、息子の国民年金の加入手続を行った際に、未納であることが分かったため、加入当初に社会保険事務所（当時）の窓口で納付書によりまとめて納付した。その際、担当職員から「これで保険料を納付し続けていけば、年金を受給するときは、満額がもらえます。安心なさい。」と言われ、ほっとしたことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は、申立人の国民年金の加入手続を行った当初に、申立期間の国民年金保険料を、納付書により社会保険事務所ですべて納付したと主張しているが、その母親は、申立人の国民年金の加入手続を行った時期及び保険料の納付時期についての記憶が曖昧であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の母親は、申立人の国民年金の加入手続を行った際に未納である期間を遡って納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は平成8年12月に払い出されていること、及び申立人のオンライン記録によると、申立人に対して10年5月に納付書が発行されており、申立期間直後の8年4月の国民年金保険料が10年5月25日に、8年5月から同年11月までの保険料が10年6月24日にまとめて納付されていることが確認できる。仮に申立人の母親の主張のとおり加入手続を行った時点で遡って未納が

無いように納付したのであれば、8年4月から同年11月までの保険料についても同時期に納付するはずであり、上述のとおり当該期間の保険料が10年5月及び同年6月に過年度納付されていることを踏まえると、申立人の母親の未納期間を遡って納付したとする記憶は、8年4月から同年11月までの保険料を過年度納付した記憶と考えるのが合理的である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 2 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 2 月から 51 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 50 年*月頃、父親が、私の国民年金の加入手続きを行い、私の国民年金保険料を納付してくれていた。私は、父親が、姉についても 20 歳から国民年金に加入し、両親、姉及び私の保険料を一緒に納付してくれていたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続き及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続きを行い、同期間の保険料を納付してくれていたとするその父親は、加入手続きを行った時期や方法などを憶えておらず、申立期間当時の加入状況は不明である。

また、申立人は、その父親が、申立人が 20 歳になった昭和 50 年*月頃に、申立人の国民年金の加入手続きを行ってくれたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その姉と連番で払い出されており、同番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人及びその姉の加入手続きは、51 年 9 月又は同年 10 月に行われたと推認され、その父親が、申立人及びその姉が 20 歳のときに、それぞれの加入手続きを行ってくれたという申立内容と合致しない。

さらに、昭和 51 年 9 月又は同年 10 月の時点においては、申立期間の国民年金保険料を納付するには、過年度納付するほかないが、同期間の保険料を納付してくれていたとするその父親は、加入手続き後、送られてきた納付書で定期的に納付し、遡って納付したことは無かったと述べている上、その父親が申立人の分と一緒に納付していたとするその姉も、同期間の保険料が未納

である。

加えて、申立人の父親が、申立期間の国民年金保険料を、過年度納付によらず、国民年金の加入手続後、定期的に納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されなければならないが、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払い出された時期を通じて同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されているとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

その上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 11 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 11 月から平成 2 年 3 月まで

私は、会社を退職した昭和 63 年 11 月に社会保険事務所（当時）で国民年金の加入手続を行ったと思う。国民年金保険料は、納付書が送られてきていれば、その納付書で納付してきたと思う。私は、申立期間の保険料が未納又は国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和 63 年 11 月頃に、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された 20 歳到達者の国民年金被保険者記録及び国民年金第 3 号被保険者該当の届出の処理日等から、申立人の国民年金の加入手続時期は、平成 4 年 3 月頃と推認され、申立内容と一致せず、その時点では、申立期間の大半は、時効により保険料を納付することができない。

また、上述のとおり、申立期間の大半の期間は時効により納付することができない期間であり、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無く、申立期間のうち、時効にかからない期間について、当時、申立人は、国民年金に未加入で、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、昭和 63 年 11 月頃に当時居住していた市を管轄する社会保険事務所で、国民年金の加入手続を行ったと主張している。しかし、申立人が、現在所持する年金手帳には、旧姓が印字されており、同手帳は、申立人が同年 10 月に結婚する前の厚生年金保険の被保険者であった期間に発行されたものと考えられることに加え、同手帳の住所欄には、申立人が、加

入手続を行ったとする同年同月に居住していたA市の記載が見当たらず、年金手帳の国民年金の記録欄の「被保険者になった日」の箇所には「B市」の押印があることから、国民年金の加入手続は、申立人が平成元年7月以降に居住していたB市で行われていたと推認でき、申立内容と一致しない。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料を「納付書が送られているとしたら納付書で納付した。」と述べるにとどまり、保険料額、納付場所等に関する記憶が曖昧であるなど、保険料の納付状況が不明である。

その上、申立期間の国民保険料を納付していたことを確認できる資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5530

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から41年3月まで

私が20歳になってすぐの昭和38年*月頃に、叔母が、区役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれた。その後、叔母が、毎月、区役所又は郵便局で申立期間の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になってすぐの昭和38年*月頃に、その叔母が、区役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、毎月、区役所又は郵便局で申立期間の国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとするその叔母は、申立人によると既に亡くなっているとしていることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の最初の国民年金手帳記号番号は、昭和42年9月頃に、当時、未加入者を対象に行われていた職権適用分の番号として払い出されていることが確認できることから、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない上、申立人は、申立期間から最初の手帳記号番号の払出時期を通じて、同一区内に居住しており、申立期間同時に、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年3月

平成11年1月に勤務先を出産のため退職した際、私は国民年金の第3号被保険者への種別変更手続きを行ったが、その後雇用保険の失業等給付として基本手当を受給するため夫の扶養から外れ、再度第1号被保険者への種別変更手続きを行った。手続きを行った場所は憶えていない。

申立期間の国民年金保険料については、私が納付書により納付したが、納付場所及び保険料月額記憶は定かではない。夫の扶養から外れ、基本手当を受給していた申立期間の保険料は欠かさず納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成11年1月に勤務先を退職した際、国民年金の第3号被保険者への種別変更手続きを行い、その後基本手当を受給するため、第1号被保険者への種別変更手続きを行ったとしている。しかし、オンライン記録において、同年3月に第3号被保険者取得勧奨が行われていること、及び同年1月の第3号被保険者への種別変更手続きは同年4月22日に処理されていることが認められる上、12年6月の第3号被保険者への種別変更手続きも同年9月27日に処理されていることが確認できることから、上述の手続きを適切に行ったとする申立内容と一致しない。

また、オンライン記録によると、申立人に対し、平成13年7月に納付書が発行されているが、現在納付済みとされている期間の国民年金保険料は現年度で納付されていることから、当該納付書は、申立期間の保険料について発行されたものと考えられ、申立期間の保険料は欠かさず納付したとする主張と一致しない。

さらに、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、納付書により納付したとしているが、納付場所及び保険料月額等の記憶が曖昧であることから、保険料の納付状況が不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5532

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 9 月から 49 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月から 49 年 8 月まで

私が 20 歳になった昭和 41 年*月頃に、父親が、私の国民年金の加入手続を行ってくれたはずである。

その後、父親が、私を含めた家族の国民年金保険料を集金人に一緒に納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 41 年*月頃に、その父親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人を含めたその家族の国民年金保険料を集金人に一緒に納付していたはずであると主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとするその父親は、既に亡くなっていることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 63 年 3 月に払い出されていることが確認できることから、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない上、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5533

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年8月

私が、昭和59年8月に会社を退職した後、時期は分からないが、父親が、私の国民年金の加入手続を行ってくれた。

その後、父親が、私の国民年金保険料を納付してくれたが、私の国民年金の被保険者資格取得時期が、昭和59年9月とされたために、申立期間の保険料を納付することができなかった。

申立期間が未加入とされ、国民年金保険料を納付することができなかったことに納得できないので、申立期間の保険料を当時の保険料額で納付できるように認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年8月に会社を退職した後、時期は分からないが、その父親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人の国民年金保険料を納付してくれたが、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期が、同年9月とされたために、申立期間の保険料を納付することができなかったと主張しているところ、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は同年同月であることが、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録により確認でき、申立期間の保険料を納付していないことを申立人自身も認めている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったのは、申立人が居住していた市における国民年金の加入手続の事務処理に遺漏があったことによるものであるとして、申立期間の保険料について、納

付の機会を付与するよう求めているが、年金記録確認第三者委員会は、保険料の納付の有無について検討し、年金記録の訂正の要否を判断するものであり、保険料の納付に関する法律の規定又は運用の当否を審議する機関ではない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から同年 12 月まで

私は、平成 4 年 5 月又は同年 6 月頃、区役所の窓口で国民年金の加入手続を行い、その際に、同区役所の職員から、過去の未納分の国民年金保険料の納付について問われ、納付することが可能であったので、同日に同区役所で、一括納付した。

私は、国民年金に加入して、申立期間の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 4 年 5 月又は同年 6 月頃、区役所の窓口で国民年金の加入手続を行い、過去の未納分である申立期間の国民年金保険料を一括して納付したと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日及びその手帳記号番号の前後の番号の被保険者の資格記録等から、申立人の国民年金の加入手続時期は、同年 7 月又は同年 8 月と推認され、その時点において、時効により当該期間の保険料を納付することができず、当該期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、申立期間の始期から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されたとは考え難く、その形跡も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料として一括納付したとする金額は、実際の当該期間に係る保険料の合計額と乖離^{かい}している。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付の際に、区役所の職員から年金手帳の資格記録欄に記入された日付と申立人が国民年金の加入手続を行ったとする時期に居住していた区名の押印が、申立期間の保険料を領

収した証明になるとの説明を受けた憶^{おぼ}えがあると述べているが、同手帳の資格記録欄の記載は保険料を納付したことを証明するものではない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 8 月から平成元年 1 月までの期間及び同年 10 月から 2 年 4 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 8 月から平成元年 1 月まで
② 平成元年 10 月から 2 年 4 月まで

私は、平成 6 年 10 月頃、市役所の分室で国民年金の加入手続を行った。申立期間①及び②の国民年金保険料については、国民年金の加入手続を行った後に郵送されてきた納付書により、私が金融機関で遡って納付していたにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 6 年 10 月頃に国民年金の加入手続を行い、その後郵送されてきた納付書により、申立期間①及び②の国民年金保険料を金融機関で遡って納付していたと主張しているが、申立人は、申立期間①及び②の保険料の納付時期及び納付金額の記憶が曖昧であることから、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 6 年 10 月に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間①及び②は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から43年6月までの期間及び44年2月から51年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月から43年6月まで
② 昭和44年2月から51年12月まで

私は、国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、申立期間①の国民年金保険料を女性の集金人に納付していた。また、昭和44年2月に会社を退職した後は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った記憶は無いが、申立期間②の保険料を自宅に来た集金人に納付していた。申立期間①及び②が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の国民年金保険料を女性の集金人に納付し、また、申立期間②の保険料を自宅に来た集金人に納付していたと主張しているが、申立人は、申立期間①当時に、国民年金の加入手続を行った記憶が無く、申立期間②当時に、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った記憶も無いとしている上、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、昭和55年9月であることが、申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録により確認できることから、申立期間①及び②は、国民年金の未加入期間で保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年11月に払い出されていることが確認でき、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付金額及び納付時期についての記憶が定かではないことから、申立期間①及び②当時の保険料の納付状況は不明である上、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から47年3月まで

私が20歳になった昭和44年*月頃に、父親が、私の国民年金の加入手続を行ってくれたはずである。

その後、父親が、私を含めた家族の国民年金保険料を集金人に一緒に納付していたはずであり、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和44年*月頃に、その父親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人を含めたその家族の国民年金保険料を集金人に一緒に納付していたはずであると主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとするその父親は、既に亡くなっていることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、昭和47年5月頃であると推認できることから、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、昭和47年4月であることが、申立人の特殊台帳及びオンライン記録により確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 1 月まで

私は、昭和 36 年 4 月頃に、勤務先の同僚に勧められたので、区役所の出張所で国民年金の加入手続を行った。

その後、区役所の窓口で納付書に現金を添えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたが、納付時期や納付金額についての記憶は定かではない。

申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 4 月頃に、勤務先の同僚に勧められたので、区役所の出張所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、49 年 9 月頃に払い出されていることが確認できることから、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない上、申立人が申立期間当時居住していたとする区において、別の手帳記号番号が払い出させていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、昭和 49 年 9 月であることが、申立人の被保険者名簿及びオンライン記録により確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、区役所の窓口で納付書に現金を添えて申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が申立期間当時居住していたとする区において、納付書による保険料の収納が行われるようになったのは、昭和 45 年 7 月からであることが確認できることから、申立人が、申立期間の保険料を納付書により納付していたとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付金額及び納付時期についての記憶が定かではないことから、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 56 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 56 年 6 月まで

私は、会社に勤め出した後の昭和 56 年春頃に、当時居住していた区の区役所の出張所で国民年金の加入手続を行った。その際、出張所の職員から、20 歳まで遡って国民年金保険料を納められると勧められたので、遡って保険料を納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年春頃、当時居住していた区の区役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、20 歳まで遡って国民年金保険料を納付したと述べている。しかし、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続時期は、58 年 6 月と推認され、申立内容と合致せず、申立人が申立期間の保険料を納付するには、別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、申立期間前から手帳記号番号の払い出された時期を通じ、同一住所地に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立人の所持する年金手帳に記載されている「初めて国民年金の被保険者となった日」が、昭和 54 年*月*日であることから、同年同月が国民年金保険料の納付の始期であると主張しているが、同年手帳の日付は、加入手続時期に関係無く、強制加入期間の初日まで遡及することから、加入手続時期及び保険料の納付の始期を特定するものではない上、申立人の主張する申立期間当時の保険料月額は、現に納付済みとされている 56 年 7 月からの保険料月額と一致する。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から同年 9 月までの期間、62 年 2 月及び平成 4 年 6 月から同年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 4 月から同年 9 月まで
② 昭和 62 年 2 月
③ 平成 4 年 6 月から同年 8 月まで

私は、退職後の昭和 60 年 4 月に、区役所で国民年金の加入手続を行った。その後、62 年 2 月及び平成 4 年 6 月に会社を退職した際には、区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料の納付時期や納付金額についての記憶は定かではないが、区役所で手続を行った際に、未納期間の確認をして、その場で未納分の保険料を納付した記憶があるので、申立期間①、②及び③の保険料も納付しているはずである。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、退職後の昭和 60 年 4 月に、区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 6 年 10 月に払い出されていることが確認できることから、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない上、申立人は、申立期間①、②及び③当時から手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和 62 年 2 月及び平成 4 年 6 月に会社を退職した際には、区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったと主張しているが、申立人の昭和 62 年 2 月及び平成 4 年 6 月の国民年金の被保険者資格取得の

記録は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された6年10月に追加されていることが、オンライン記録により確認できることから、申立人が昭和62年2月及び平成4年6月当時に、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行っていたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料の納付時期及び納付金額についての記憶が定かではないことから、当該期間当時の保険料の納付状況は不明である上、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から2年3月まで

私は、大学を卒業後、自営業者として働き始め、平成2年4月頃に区役所で国民年金に加入した。その後、国民年金制度が改正され、学生も強制加入とされたことから、私が学生であった期間のうち、20歳となった昭和63年*月に遡って国民年金保険料を払うようにと通知が届いた。私は、平成3年2月28日に区役所で申立期間の保険料を、納付書に現金を添えて、遡って納付した。納付した保険料額は10万円から19万円ぐらいだったと思う。私の日記には、その日は雨が降り、保険料の出費がかさんだと記載されている。

私は、申立期間が国民年金に未加入で国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年4月頃に区役所で、国民年金の加入手続を行い、同年同月から国民年金保険料を納付し続けていたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、3年3月18日に払い出されており、加入手続時期もその頃と推認できることから、申立内容と一致しない。

また、申立人は、平成3年4月に国民年金制度が改正され、学生も国民年金に強制加入とされたことから、申立人が学生であった期間のうち、20歳となった昭和63年*月に遡って国民年金保険料を払うように通知が届いたと主張しているが、当該制度改正は、平成3年4月1日時点で、20歳以上の学生について強制加入被保険者とされ、加入義務が課せられたものであり、同年同月前の加入が任意とされていた学生の期間について遡って保険料を納付させるものではなく、同年同月時点において22歳に到達していた申立人に

対して遡って保険料の納付を求める通知があったとは考えにくい。

さらに、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録によると申立期間は未加入とされていることが確認できることから、当該期間は国民年金保険料を納付することができない期間であると考えられる。

加えて、申立人は、申立期間当時は学生であり、国民年金に加入するには、制度上、任意加入することとなるが、任意加入の場合、遡って被保険者資格を取得することはできないことから、申立人が加入手続を行ったと主張する平成2年4月の時点で、当該期間の被保険者資格を遡って取得することはできず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立人に対して3年3月18日に払い出された国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出日を通じて同一区内に居住しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、預金通帳等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 5542

第1 委員会の結論

申立人の平成11年12月から12年3月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年12月から12年3月まで

私は、平成12年1月頃、国民年金保険料の学生納付特例制度の通知が届き、区役所で、国民年金の加入手続を行うと同時に学生納付特例の申請を行った。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成12年1月頃、区役所で、国民年金の加入手続を行うと同時に、国民年金保険料の学生納付特例の申請を行ったと述べているが、学生納付特例制度は、同年4月から導入されており、申立期間は制度発足前の期間であることから、同申請を行うことができない上、当該期間当時、学生に係る保険料の免除制度は実施されていたものの、その申請を行った形跡も見当たらない。

また、申立期間について、申立人は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の学生納付特例の申請を行ったと申し立てているが、同番号に基づき、記録管理の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたことを示す関連資料が無く、ほかに当該期間の保険料を学生納付特例により納付猶予されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 3 月から同年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 3 月から同年 7 月まで

私は、自宅に届いた「国民年金加入記録の調査結果についてのお知らせ」を見て、初めて、申立期間の国民年金保険料が未納であることを知った。会社を退職した後は、いつも国民健康保険の手続と一緒に、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、保険料を納付したはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年 3 月に会社を退職した際、国民健康保険と一緒に国民年金への切替手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人は保険料の納付に関する記憶が曖昧であることから、申立期間当時の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人のオンライン記録によると、平成 13 年 3 月に、申立期間について国民年金の強制加入被保険者期間としての資格記録が追加訂正されており、申立期間当時、当該期間は国民年金の未加入期間とされていたことから、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が居住していた市が保管する国民年金被保険者収滞納一覧表においても、昭和 58 年度は国民年金の未加入期間とされている上、59 年度から平成 11 年度までについては同一覧表が作成されていないことから、申立人が居住していた市の記録においても、申立人が申立期間当時、国民年金への切替手続を行った形跡が見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月16日から23年7月1日まで
私は、戦争中、学校の先生の紹介で、A社（現在は、C社）B工場に昭和19年3月27日から23年6月30日まで継続して勤務したが、20年8月16日から23年7月1日までの期間について、同社の厚生年金保険の被保険者となっていないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職することなく同社のD部門に継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、申立期間にA社B工場において厚生年金保険の被保険者記録がある同僚36名に照会したところ、うち1名が申立人を知っていると回答しているが、当該同僚は昭和20年9月1日に被保険者資格を喪失しており、申立人の申立期間における勤務実態について確認することはできなかった。

また、申立人が直属の上司であったとしている者は、A社に係る厚生年金保険被保険者となっていない。

さらに、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が昭和19年3月27日に資格取得し、20年8月16日に資格喪失をした記録しか見当たらず、これは厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の資格喪失日の記録と一致している。

加えて、上記の被保険者名簿を見ると、申立人と同様に昭和20年8月16日又は同年9月1日に資格喪失となっている被保険者が多数存在し、申立人の氏名が記録されている名簿のページ及び前のページの被保険者に

ついて、オンライン記録と突き合わせたところ、ほぼ一致していることが確認できる。

また、申立人は同僚の氏名を記憶しておらず、C社は当時の資料を保管していないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 5 月 1 日から 56 年 10 月 1 日まで
私は、昭和 53 年 11 月から 56 年 12 月まで、A 社で B 業務に就いていたが、在職中に昇格して所長職になっていたにもかかわらず、55 年 5 月から 56 年 11 月までの標準報酬月額が下がっているのはおかしいので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額が、当時の給与額と比べて低額となっていると申し立てているところ、オンライン記録から、A 社において、申立期間当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる被保険者 71 名の標準報酬月額を調査した結果、申立人と同様に標準報酬月額が減額された記録がある者が 66 名おり、そのうち 41 名は、直前の標準報酬月額より 3 等級以上の減級の記録があることが確認できる。

また、複数の同僚から、A 社は、歩合制を導入しており、給与の額には変動があった旨、また、申立期間においては会社の業績が悪くなっていたので給与がそれまでの額に比べて相当減額された旨の証言があることから、申立人の標準報酬月額のみが同僚と異なる取扱いであったことがうかがえる事情は無い。

さらに、申立人の A 社における厚生年金基金の加入記録において確認できる申立期間の標準給与月額、厚生年金保険の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

加えて、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時の申立人の標準報酬月額の定時決定及び随時改定の記録について、

不自然な事務処理が行われた形跡は見当たらない。

また、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与台帳、給与明細書及び所得税源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立期間について申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年7月1日から同年9月1日まで
私は、昭和20年11月頃から朝鮮戦争が始まる頃まで、D軍A駐留部隊で継続してB業務をしていた。
しかし、厚生年金保険の記録によると、申立期間の記録が欠落している。
調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚に照会したものの、申立人が、申立期間においてD軍A駐留部隊に勤務していたことを確認できる具体的な供述を得ることができなかった。

また、C防衛事務所が保管する申立人の人事記録には、申立期間の後の昭和24年9月8日以降の在籍期間の記載が確認できるだけであり、同事務所は、「このほかに申立人に係る資料は見当たらない。」と回答している上、申立人も、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立期間について、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月13日から24年5月2日まで
私は、船員手帳に記載されているとおり、昭和23年4月13日から24年5月1日まで、A社所属の船舶Bに見習航海士として乗船勤務していた。しかし、船員保険の記録では申立期間の記録が欠落しているため、調査し船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳及び同僚の証言から、申立人は、申立期間において、A社所有の船舶Bに見習航海士として乗船していたことが確認できる。

しかしながら、船舶Bに係る船員保険被保険者名簿を確認したところ、当該船舶において昭和24年6月1日以前の船員保険被保険者は存在せず、申立期間において当該船舶が船員保険の適用船舶であったという事実は確認できない。

また、申立人が名前を挙げたA社の同僚6名のうち3名は、申立期間において同社が所有するほかの船舶における船員保険被保険者であることが確認できる上、残り3名の同僚及び申立人が所持する船員手帳に記載された船長は、船舶Bに係る船員保険被保険者名簿において、その氏名が確認できるものの、いずれも船員保険被保険者資格の取得日は、昭和24年6月1日となっている。

さらに、A社所有の船舶B以外の船舶で、申立期間当時、適用船舶であったことが確認できる6隻及び同社に係る船員保険被保険者名簿について縦覧調査したが、いずれの名簿においても、申立人及び船舶Bの船長並びに上記同僚3名の氏名は見当たらない。

加えて、申立人は、当時、C校（現在は、D校）の学生であったと述べていることから、D校に当時の実習生に対する船員保険の取扱いについて照会したところ、同校は、「当時の資料は無いが、申立期間当時を知る関係者の話では、学校が学生を船員保険に加入させていたことは無いとのことであった。また、学生が実習のため乗船した船舶の所有者が、学生を船員保険に加入させることはあり得るが、全ての学生を加入させていたわけではないとのことであった。」と回答している。

このほか、申立人は、船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における船員保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 5649 (事案 670 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 1 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の記録では、A社(現在は、D社)B工場での厚生年金保険の被保険者期間が昭和 17 年 6 月 1 日から 18 年 1 月 1 日までとなっているが、実際にはC団に同年 9 月 1 日に入隊するため、1 か月前の同年 7 月 31 日に退職したため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい旨、第三者委員会に申立てを行ったが、年金記録を訂正する必要はないという決定があった。

しかし、私の退職時期の記憶は鮮明であり、同僚 2 名が退職日を記憶している可能性もある。また、退職の前に会社が厚生年金保険の被保険者資格の喪失手続を行うとは考えられないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた同僚のうち、唯一連絡の取れた元従業員が、申立人がE軍へ入隊のため退職したことは記憶していることから、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは推認できるものの、i) 申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無いこと、ii) 申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)にも、申立人の被保険者資格の喪失日は昭和 18 年 1 月 1 日となっている上、申立人と同日に被保険者資格を喪失した被保険者が 40 名以上見受けられることから、何らかの事情で申立人が同日に資格を喪失したものと考えられること、iii) D社は、A社B工場に係る戦前の書類は残っておらず、終戦の時の名簿にも申立人の氏名が見当たらないため、在籍の確認ができないとしていること等から、既に当委員会の決定に基づく

平成 21 年 3 月 6 日付け年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、記録訂正につながる新たな資料を提出すること無く、退職前に会社が厚生年金保険の被保険者資格喪失の手続を行うはずがないと主張しているが、これは当初の決定を変更すべき新たな事情とはいえ、このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 5650

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 10 月 29 日から 32 年 7 月 1 日まで
夫とは昭和 37 年に結婚した。その当時、夫は他社で勤務していたが、結婚前は、学校を卒業後、A市内の会社でG職の仕事をしていたと聞いている。ねんきん定期便では、28年12月1日から30年10月29日まではB社で、32年7月1日から同年11月5日まではC社で厚生年金保険の記録があるが、申立期間の記録が欠落している。会社名等は分からないが、約2年もの間仕事をしていなかったとは思えないので、調査をしてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立期間において、申立人が勤務していた会社名、同僚の名前は全く分からないと述べている。

また、申立人の妻は、申立人は昭和 43 年 5 月に F 県に引っ越すまでは A 市内から出たことが無いと述べていることから、A 市を管轄する D 年金事務所に申立期間に係る同年金事務所の全払出簿の縦覧調査を依頼したが、同年金事務所は、「いずれの払出簿においても、申立人の氏名は確認することができなかった。」と回答している。

さらに、申立人の生年月日を基に E 県内の管轄年金事務所の健康保険厚生年金保険被保険者原票照会をしたが、申立人の氏名を確認することができない。

このほか、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人が

厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる
関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、
申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事
業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月2日から21年12月1日まで
夫が書いた厚生年金保険老齢年金裁定請求書の職歴欄には、昭和19年6月1日から同年10月2日まではA社、同日から21年12月9日までは現在のB国にあったC社D工場に、同日から再びA社に勤務していたことが記載されている。

ところが、厚生年金保険の記録によると、昭和21年12月1日にA社において被保険者資格を取得するまでの申立期間に係る記録が欠落している。

調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

E社の社史から、昭和18年6月において、同社を含む4社の共同出資により、現在のB国にC社D工場を設立したことは確認できる。

しかしながら、上記の4社は、いずれも「当時の資料は保管していない。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態を確認することができない。

また、申立人の妻が提出した申立人の住所録から複数の同僚に照会したものの、申立人が、申立期間当時、C社D工場に勤務していたことを確認できる具体的な供述を得ることはできなかった。

さらに、オンライン記録によると、C社D工場は厚生年金保険の適用事業所として見当たらない上、申立人が書いたとする上記の老齢年金裁定請求書には、同社の所在地がF町と記載されていることから、当該地域を管

轄する法務局に照会したものの、同社の商業登記の記録は確認することができない。

加えて、当時、厚生年金保険法が適用される区域は「内地」である日本国内であり、現在のB国等の「外地」に存在する事業所には適用されなかった。

また、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月頃から29年1月2日まで

私は、高校卒業後の昭和27年4月頃、B駅付近にあった工場に入社し、約2年間、工場内でC業務に従事していたが、厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは29年1月2日であり、申立期間の被保険者記録が無い。退職後、次の職場に就職するまでの間、失業手当を受給しており、被保険者記録が3か月しか無いのはおかしいので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にB駅付近にあった工場でC業務をしていたと述べているが、事業所名を記憶しておらず、年金事務所による厚生年金保険の被保険者記録の調査において、A社の名前を知らされたが、勤務していた事業所が同社だったか分からないと述べている上、上司及び同僚の名前を記憶していない。

また、A社の複数の厚生年金保険被保険者に照会したものの、申立人が申立期間において同社に勤務していたことを確認できる具体的な供述を得ることができないほかこれらの者は、同社に係る厚生年金保険の被保険者資格の取得日は、自身が記憶している入社日より遅かった旨の供述をしている。

さらに、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿から、申立人の厚生年金保険被保険者手帳記号番号は、申立人を含め、昭和29年1月2日にA社において資格取得した者に対して、連続した番号で払い出されていることが確認できる上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及びオンライン記録の資格取

得日と一致している。

加えて、申立人が記憶する事業所の所在地の近隣の事業所についても調査したものの、申立人の申立期間における被保険者記録は無い。

また、A社は既に解散しており、当時の人事記録及び給与関係資料を確認することができない上、申立人は、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 5 月 16 日から 7 年 12 月 21 日まで
私は、平成 5 年 5 月 16 日から 7 年 12 月 20 日まで、A 社で正社員として勤務していた。B 部門に在籍していたので、給与から厚生年金保険料が控除されていたことは確実であると認識している。給与明細書は所持していないが、調査して申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立期間のうち、平成 5 年 7 月 29 日から 7 年 8 月 11 日までの期間、申立人が A 社に在籍していたことが確認できる。しかし、オンライン記録によると、A 社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できるところ、同社の事業主は、申立期間を含め厚生年金保険の被保険者記録が無い。

また、商業登記簿謄本から、A 社が申立人の記憶している所在地に現存していることが確認できるが、当該所在地に照会文書を送付したが宛所不明であり、事業主及び役員の連絡先も不明であることから、これらの者から保険料控除について回答を得ることができない。

さらに、申立人は、同僚について、姓を記憶しているのみであるため、これらの者及びその連絡先が特定できず保険料控除について供述を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 5 月 20 日まで

私は、公共職業安定所の紹介により、A社に入社し、1年余り社長に同行してD業務の手伝いをした。会社はB区C町にあるアパートの一室にあり、従業員は私だけであったため同僚はいなかった。正社員として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社はアパートの一室にあり、従業員は社長と申立人の2名だったと述べている。

しかしながら、A社の複数の従業員に照会したところ、いずれも従業員数は5名ぐらいだったと供述しており、所在地及び事務所の状況についても申立人の供述とは異なっている上、申立人を記憶している者はいなかった。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が記憶する当時の事業主は、申立期間に同社において厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できるものの、上記の複数の従業員は、「当時は、既に社長が代わっていた。申立人が事業主として名前を挙げた人は先代の社長で、当時は会社に時々顔を出す程度だった。」と供述している。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、申立人に係る人事記録及び給与関係書類を確認することはできない上、申立人も、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 6 月から 7 年 5 月 1 日まで
厚生年金保険の記録によると、A社における厚生年金保険の資格取得日が、平成 7 年 5 月 1 日となっている。同社には、B職として入社し、6年6月から正社員となった。
申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が申立期間当時作成していた申立人に係る「雇用保険・社会保険の記録」及び雇用保険の記録から、申立人が平成 6 年 6 月 17 日から同社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社から提出された申立人に係る「雇用保険・社会保険の記録」には、雇用保険の被保険者資格取得日は、平成 6 年 6 月 17 日、健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格取得日は、7 年 5 月 1 日と記載されていることから、この点について、同社に照会したところ、同社の事務担当者は、「『雇用保険・社会保険の記録』において、申立人以外の従業員についても、厚生年金保険の加入日が雇用保険の加入日より遅い者が複数いることが確認できることから、当時、当社では、従業員について、必ずしも雇用保険の加入と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いとはなっていなかったと考えられる。」と回答している。

また、申立人が名前を挙げた同僚及び申立期間に被保険資格を取得した記録がある同僚 10 名に文書照会したところ、回答のあった 9 名のうち、1 名は、「A社では、厚生年金保険の加入について従業員ごとに異なった取扱いをしており、一定期間経過後に加入させていた。」、3 名は、「A社は、厚生年金保険には、希望する者のみが加入していた。」と供述して

いる。

さらに、A社が保管する申立人に係る「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」の控えの資格取得年月日の欄には、平成7年5月1日の記載が確認でき、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 9 月頃から 26 年 7 月頃まで
オンライン記録によると、昭和 24 年 9 月頃から 26 年 7 月頃まで非常勤職員として C 港に新設された D 施設の業務に従事した。当時、A 社（現在は、B 社）から黄色のはがきの大きさの厚生年金保険被保険者証を受け取った記憶があるので、調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社から提出された、「受験資格者名簿」及び申立人が所持する業務計画表の記載内容から、期間は特定できないが申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 27 年 6 月 1 日であり、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、B 社は、「当時の資料が保管されていないため、不明。」と回答している上、申立人が名前を挙げた上司及び同僚はいずれも既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は所持しておらず、このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで

私は、平成 2 年 7 月 1 日に A 社に入社し、B 業務を行っていたが、在職中に体調を悪くして入院したため、退院後は会社が私の体に負担のかからない勤務時間にしてくれるなどの配慮をしてくれていた。しかし、会社が私に良くしてくれる分、私も申し訳なく感じ、4 年 1 月 31 日付けで退職したが、厚生年金保険の被保険者記録は同年 1 月 31 日に資格を喪失したことになっているため、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社を退職したのは平成 4 年 1 月 31 日であったと主張しているが、雇用保険の記録における申立人の同社での離職日は、同年 1 月 30 日となっており、厚生年金保険の被保険者資格の喪失日と合致している。

また、A 社が保管していた申立人の平成 4 年分の給与支払報告書の写しにおいて、申立人の退職年月日は同年 1 月 30 日と記載されているところ、同社が保管していた社員の身上異動書の申立人の退職日欄にも同日の記入がある。

さらに、A 社が作成している社会保険台帳の資格喪失日欄には、資格喪失日と括弧書きで退職日が記載されているが、申立人の同欄には、「4 年 1 月 31 日」及び括弧書きの「4 年 1 月 30 日」が記載されていることが確認できる。

加えて、A 社は、給与からの厚生年金保険料の源泉控除の方法は翌月控除であるが、月末が退職日となる場合には、当月分も合わせて控除してい

ると回答しているところ、同社の賃金台帳により、申立人に最後に支給した平成4年1月分の給与から控除した厚生年金保険料は、標準報酬月額に同年1月から変更になった厚生年金保険料率ではなく、3年12月までの厚生年金保険料率を乗じて算出した額の1か月分の額と同額であることが確認できることから、事業主は、申立人の4年1月分の給与から3年12月の保険料のみを控除していたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 3 月頃から 3 年 8 月 1 日まで

私は、平成 2 年 3 月頃に A 社に入社し、B 社へ派遣されて C 業務を行っていた。4 年 7 月まで継続して勤務したが、厚生年金保険被保険者の資格取得日が 3 年 8 月 1 日になっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった申立人名義の預金通帳の写しにより確認できる給与振込日及び申立人が記憶している同僚の証言から、申立人が申立期間に A 社から派遣され、B 社において勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社において勤務していた 1 名は、同社から別事業所へ派遣された者の厚生年金保険の加入について、希望した場合にのみ加入させていた旨を供述している。

また、A 社において、申立人と同じ平成 3 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚を調査したところ、複数の同僚が厚生年金保険の加入は希望制であったと述べており、うち 1 名は入社時から厚生年金保険へ加入希望していたにもかかわらず加入できなかったが、同年 8 月頃に同社から加入できるようになる旨の説明があり、その頃に厚生年金保険に加入したと供述している。

さらに、A 社は既に解散しており、同社の人事記録を保管しているグループ会社の D 社は、申立人に係る書類は保管されていないため、給与から厚生年金保険料を控除していたかは不明である旨を回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 1 月 1 日から 48 年 1 月 1 日まで
② 昭和 50 年 1 月 1 日から 57 年 1 月 1 日まで

厚生年金保険の被保険者記録によると、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が、給与明細書の総支給額より低い額となっているので、調査の上、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、申立人が所持する昭和 47 年 1 月から同年 8 月まで、同年 10 月から同年 12 月まで、50 年 1 月から 54 年 8 月まで、同年 10 月から 55 年 9 月まで、同年 11 月から 56 年 7 月までの給与明細書から確認できる厚生年金保険料控除額は、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額を基に算定される保険料額と一致している。

また、申立人が給与明細書を所持していないとする昭和 47 年 9 月、54 年 9 月、55 年 10 月については、当該月の前後の月が、上述のように給与明細書から確認できる厚生年金保険料控除額が、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額を基に算定される保険料額と一致していることから判断すると、当該月においてもオンライン記録の標準報酬月額を基に算定される保険料額が控除されていたと考えるのが妥当である。

さらに、昭和 56 年 8 月から同年 12 月までの期間については、申立人は当該期間の給与明細書を所持していないため、給与総支給額及び厚生年金保険料控除額を確認できない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の申立期間における標準報酬月額は、厚生年金基金における標準給与月額と一致している上、当該名簿の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致している上、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 7 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
A社を昭和 44 年 6 月 30 日に退社し、翌日の同年 7 月 1 日から B 社（現在は、C 社）に勤務したが、厚生年金保険被保険者資格の取得日が同年 12 月 1 日となっている。記録が欠落している 5 か月について調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人の勤務に係る記憶から、申立人が申立期間について B 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所別被保険者名簿によると、B 社は、昭和 44 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人と同様 B 社における厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和 44 年 12 月 1 日となっており、かつ、同日より前から勤務していたとする複数の同僚に照会したものの、資格取得日より前から厚生年金保険料が控除されていたとする供述は得られなかった。

さらに、申立人は申立期間における保険料控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 7 月 1 日から 33 年 11 月 1 日まで
私は、申立期間において、A市B区にあったC社D支店E作業所内の現場事務所に正社員として勤務し、F職の仕事をしていた。
厚生年金保険の記録では、C社に勤務していた期間が被保険者期間となっていないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された写真及び申立人が名前を挙げた複数の同僚の厚生年金保険被保険者記録がC社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できることから、期間は特定できないものの、申立人が同社D支店E作業所内の現場事務所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、C社に入社した経緯について、「C社D支店E作業所内の現場事務所に勤務していた知人の紹介で入社した。D支店に面接等で行ったことは無い。」と供述しているところ、申立期間当時、同社D支店G作業所内の現場事務所において給与計算等の事務を担当していた同僚によると、「雇用形態が作業所採用の場合は、H健康保険と雇用保険への加入のみであり、厚生年金保険には加入できなかった。」と供述している上、当該同僚を含めた複数の同僚が、「厚生年金保険に加入したのは支店採用になってからであり、作業所採用の期間については、厚生年金保険に加入できなかった。」と供述している。

また、C社は、「申立人については、当社での在籍を確認できる資料は無く、在籍や採用区分は不明であるが、本社採用及び支店採用の社員を厚生年金保険に加入させていた。」と回答している。

さらに、上記の被保険者名簿には、申立期間において申立人の名前は無

く、整理番号に欠番は無い。

加えて、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 9 月 1 日から 22 年 4 月 1 日まで
私は、昭和 37 年に作成した履歴書を所持しており、その履歴書には 21 年 4 月に A 社 B 所に入社し、22 年 3 月に退職と記載されている。当時の記憶が定かではない部分もあり、終戦後すぐに H 職として同社に勤務した記憶もあるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された履歴書には、申立期間のうち、昭和 21 年 4 月から 22 年 3 月までにおいて A 社 B 所に勤務していたことが記載されていることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A 社 B 所は厚生年金保険の適用事業所となっている記録は見当たらない。

また、申立人は、勤務場所である A 社 B 所の所在地について、C 市 D 区 E 町付近にあったと述べており、同社に確認したところ、「この所在地から考えられる A 社に係る適用事業所は、同社 F 工場又は同社 G 工場のいずれかである。」との回答を得たが、両事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立人の被保険者記録の確認はできない。

さらに、申立人は A 社 B 所で勤務していた同僚の名前を覚えておらず、申立期間当時の状況について確認することができない。

加えて、A 社から、申立期間における人事資料は無く、申立人の保険料控除について確認ができないとの回答を得ている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 4 月 1 日から 8 年 1 月 31 日まで

私は、平成 2 年 4 月から 7 年 12 月までの期間、月額 60 万円以上の報酬を得ており、社会保険事務所（当時）に対してそれに見合った報酬月額で届け出て厚生年金保険料を納付していた。申立期間当時、直接社会保険事務所へ出向き滞納していた社会保険料のことで話し合いをしたことは認めるが、一連の処理は社会保険事務所の職員による提案に基づくものであり、自身の標準報酬月額が下がることまでは聞いていない。下がった標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成 2 年 4 月から 6 年 10 月までは 53 万円、同年 11 月から 7 年 12 月までは 59 万円と記録されていたところ、A 社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成 8 年 1 月 31 日）の後の 8 年 2 月 28 日付けで、遡って 9 万 8,000 円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A 社の商業登記簿謄本から、申立人は同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、標準報酬月額の変及訂正処理については説明を受けていないと主張しているが、「平成 6 年頃から経営が厳しくなり、社会保険料を滞納していた。8 年 1 月頃に社会保険事務所から呼出しを受け、何らかの書類に社印を押した記憶はある。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A 社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額に係る訂正処理に関与しながらその処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年1月27日から同年11月頃まで

私は、昭和30年10月15日にA社に入社し、13か月ぐらい勤務したので、退職したのは31年11月頃のはずだが、厚生年金保険の資格喪失日が同年1月27日と記録されている。勤務期間が3か月しかないのはおかしいので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における資格取得日が昭和30年10月15日であるので同日が同社への入社日であり、同社には13か月ぐらい勤務していたので31年11月頃に退職したはずであると主張している。

しかしながら、申立人が入社日であったとする昭和30年10月15日は、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日である上、申立人が記憶する同僚を含む複数の同期入社した同僚に照会したところ、1名の同僚から写真の提供があり、当該同僚から、「申立人を含む同僚と撮った写真には、昭和30年7月の雑誌に掲載された旨の記載があり、その時は研修中であったので、入社したのは、同年の春頃であると思う。」との供述を得ていることから、申立人が同社に入社したのは、同年10月15日ではなく、同年の春頃であると考えられる。

また、上記の同僚からは、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料の控除について供述を得ることはできなかった。

さらに、A社を運営していたB社は、申立期間当時の資料は見当たらないと回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料の控除

に関して確認することができない。

加えて、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の資格喪失日は、昭和31年1月27日と記載されており、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 3 月 16 日から同年 8 月 1 日まで
② 平成 5 年 9 月 16 日から 6 年 8 月 1 日まで

申立期間①について、厚生年金保険の記録上の標準報酬月額 28 万円は、その直前 5 か月の標準報酬月額 36 万円より低額であり、納得できない。当時、職能給（月手当）は毎年上がっており、実際の賃金支給額も、28 万円より多かったので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

申立期間②について、厚生年金保険の記録上の標準報酬月額 50 万円は、その直前 35 か月の標準報酬月額 53 万円より低額であり、納得できない。当時、職能給（月手当）が下がったことは無く、実際の賃金支給額も 50 万円より多かったので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された昭和 62 年度市民税・県民税個人分特別徴収額の納税者への通知書及び当時の給与支給額、手取額、残業手当額、職能給額等について申立人が自ら記載したメモから、申立人の当該期間の実際の給与支給額は 28 万円以上であったことがうかがえる。

しかし、A 社（当時は、B 社）が保管する C 支店厚生年金・健康保険台帳に、申立人の当該期間に係る標準報酬月額について、28 万円と記載されていることが確認できる上、オンライン記録における標準報酬月額 28 万円と一致している。

また、前述の昭和 62 年度市民税・県民税個人分特別徴収税額の納税者への通知書を検証したが、当該期間について、申立人の給与から 28 万円を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたとは認められない。

さらに、申立人が昭和 61 年 3 月 16 日に B 社 C 支店に係る厚生年金保険被保険者資格を取得したのは、同社 D 支店 E 出張所から同社 C 支店に異動したことによるものであることから、同社 C 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同年中に被保険者資格を取得した 36 名の標準報酬月額について検証した結果、同社内における異動により被保険者資格を取得した 27 名のうち、申立人を含む 9 名は異動後の標準報酬月額が減額して決定されたことが確認できる上、異動後に標準報酬月額が増額して決定された者はおらず、遡って標準報酬月額の訂正処理が行われた形跡も無かった。

加えて、A 社は、当該期間に係る報酬月額や厚生年金保険料の控除額が確認できる賃金台帳等を保管しておらず、申立人も当該期間に係る給与明細書を所持していないことから、申立人の当該期間における報酬月額及び保険料控除額について確認することはできない。

申立期間②について、申立人が所持している当該期間に係る賃金支給明細書から、B 社に係る当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の可否を判断することとなる。

申立人が保管する申立期間②に係る賃金支給明細書では、当該期間の給与支給額が標準報酬月額を上回っているものの、事業主により給与から控除された厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は 50 万円であることが確認でき、この額はオンライン記録の標準報酬月額 50 万円と一致している。

また、A 社が保管する厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書により、事業主は申立人について、申立期間②に係る標準報酬月額を 50 万円として社会保険事務所（当時）に届け出たことが確認できる。

さらに、当該期間における標準報酬月額が遡って訂正処理された形跡は無い。

このほか、申立期間①及び②について、申立人の主張する標準報酬月額に見合った厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年4月1日から同年8月1日まで
② 昭和35年5月1日から同年9月1日まで

私は、昭和33年3月から平成4年11月まで、A社においてB職をしていた。

厚生年金保険の記録によると、申立期間①及び②における標準報酬月額は、給与明細書に記載された金額より低額となっている。

調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立期間①について、申立人は、当該期間に係る給与明細書のうち昭和34年6月の給与明細書を所持していないが、報酬月額及び厚生年金保険料控除額は、前後の期間と同様であったことを前提とすると、申立人が提出した給与明細書から、申立人の報酬月額（1万8,000円）に見合う標準報酬月額（1万8,000円）は、オンライン記録の標準報酬月額（1万4,000円）より高額になっているものの、事業主から源泉控除されていた厚生年金保険料（210円）に見合う標準報酬月額（1万4,000円）の方が

低額となっている。

したがって、厚生年金保険料から算出した当該標準報酬月額（1万4,000円）がオンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

申立期間②について、申立人が提出した給与明細書から、申立人の報酬月額（昭和35年5月は2万9,752円、同年6月は2万9,345円、同年7月は2万8,041円、同年8月は2万9,182円）に見合う標準報酬月額（昭和35年5月及び同年6月は3万円、同年7月は2万8,000円、同年8月は3万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（1万8,000円）より高額になっているものの、事業主から源泉控除されていた厚生年金保険料（315円）に見合う標準報酬月額（1万8,000円）の方が低額となっている。

したがって、厚生年金保険料から算出した当該標準報酬月額（1万8,000円）は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

このほか、申立人の申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 12 月 1 日から 44 年 1 月 16 日まで
平成 22 年 9 月頃、日本年金機構から脱退手当金に関するはがきが自宅に届き、申立期間については脱退手当金が支給された記録になっていることを知ったが、脱退手当金の請求手続きをしたことや、お金を受け取ったことは記憶に無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和44年6月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。